

6月10日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 13名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 9番議員 | 朝倉 国勝 君 |
| 2 " | 大森 茂彦 君 | 10 " | 滝沢 幸映 君 |
| 3 " | 山城 峻一 君 | 11 " | 吉川 まゆみ 君 |
| 4 " | 祢津 明子 君 | 12 " | 西沢 悦子 君 |
| 6 " | 大日向 進也 君 | 13 " | 塩野入 猛 君 |
| 7 " | 玉川 清史 君 | 14 " | 中嶋 登 君 |
| 8 " | 栗田 隆 君 | | |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 山村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 大井 裕 君 |
| 総 務 課 長 | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 伊達 博巳 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 堀内 弘達 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 長崎 麻子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 鳴海 聡子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | 宮嶋 和博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮下 佑耶 君 |
| 財 政 係 長 | 竹内 優子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 細田 美香 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
| 子 ども 支 援 室 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------|------------|
| (1) 町の情報発信についてほか | 滝 沢 幸 映 議員 |
| (2) 健康寿命の延伸についてほか | 吉 川 まゆみ 議員 |
| (3) 住民の生活を守るためにほか | 祢 津 明 子 議員 |
| (4) 安心安全な町づくりをほか | 玉 川 清 史 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 最初に、10番 滝沢幸映君の質問を許します。

10番（滝沢君） 改めておはようございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、先月21日に突然の別れとなりました中島新一議員の訃報に接し、故人とのこれまでの議員活動の日々を思うとき、今なお痛切の念に堪えません。ここに謹んで哀悼の意を表すところです。

さて、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は100日以上が経過しましたが、長期戦が予想され、いまだ和平に向けた道筋は見えません。そのロシアによる軍事侵攻で報道されているのが情報戦の一面です。プロパガンダ、情報操作、捏造、フェイクニュース等、世界をあらゆる情報が飛び交っております。何が正しく何がフェイクなのか、情報を受け取る私たちの目利きが問われる時代であります。では、本題に入ります。

1. 町の情報発信についてとして取り上げます。私たちが受け取る町からの情報は、日々の生活の中で大変重要で不可欠の位置づけにあります。言うまでもなく行政情報は町民一人一人に寄り添い、必要な情報を必要なときに必要な人に正確さと迅速さが求められるわけですが、当町の場合、この取組はここ4年ほどの間で飛躍的に充実してきていると評価をするところです。特に防災行政無線同報系・移動系の整備は、日常の行政情報に加え、有事の際には情報伝達としてその機能を十分に発揮させることが期待でき、町民の安心・安全につながっております。

この防災行政無線を含め、「広報さかき」、町「すぐメール」、町ホームページは、町の情報発信の中心的役割を担っていると捉えています。また、この議会一般質問のライブ配信も情報発信の重要な位置づけであります。今後のさらなる充実を見据え質問いたします。

まず、イ．町の情報発信の状況はとして、1点目、「広報さかき」の配布状況はについて質問いたします。毎月の発行でその時期に合わせた情報が集約されていて、ボリュームのある内容です。現在の世帯数、事業所、アパートの配布状況を含め伺います。

2点目に、町ホームページの状況はについてです。以前、リニューアルでのご答弁で、レスポンシブデザインを採用とありました。実感としてデザインが刷新され、パソコンでも画面に合わせて見ることができ、スマートフォンでも非常に見やすく内容も充実し工夫がされております。リニューアルして1年が経過しましたが、町の評価はどうでしょうか。また、アクセスの特徴、閲覧状況などはどうでしょうか。伺います。

3点目に、町「すぐメール」の状況はについてです。防災行政無線と連動もされ、日々の情報が迅速に一番多く発信されているツールと理解をしております。導入されて7年半余りが経過しますが、現状はどうでしょうか。ここ3年の登録数の推移と、関係機関及び職員間での活用の状況は。また、登録勧奨への取組はということでも伺います。

次に4点目、町公式ユーチューブチャンネルについて質問いたします。次の項目でも動画配信について質問しますが、近年、動画配信は様々なツールを駆使し、急速に伸びてきている状況にあります。当町ホームページでも、これまでバラ公園、169系、健康体操、段ボールコンポストの紹介などを配信されておりましたが、本年新たに町の春夏秋冬、桜の名所5選などが加わりました。美しい映像とBGMがマッチし、豊かな自然が表現され、町の魅力発信に大いに貢献されるものと期待をしております。では、このユーチューブチャンネル開設の目的と活用状況はということでも伺います。

次に、ロ．今後の取り組みについて質問いたします。

1点目、「広報さかき」において動画配信の活用を。前段で町ホームページでの動画配信について取り上げましたが、QRコードもまた優れたツールであります。現在も町広報などで活用され、ショートカットでウェブ上のページにアクセスが可能という利点があります。また、動画の持っている魅力と発信力は大きく、より注目度を引くことにつながると考えております。

公式ユーチューブチャンネル、また、メディアで取り上げられた町の地域活動のレポート情報など、先日も5月29日に開催された葡萄酒マルシェの様子もメディアで取り上げられておりました。QRコードと広報のマッチングで動画配信ができれば、情報発信としての効果があるのではないのでしょうか。つきましては、QRコードを活用してより効果的な情報発信の考えはということでも伺います。

次に2点目、情報発信のツールとして活用の幅が大きいLINEを活用する考えはについて

質問いたします。SNSはデジタル化の革新の中、スマートフォンの普及と多様化が進み、現代人において今後も必須のツールになっていくことは間違いないと思われま。当町ではSNSのツールとして、ツイッター、フェイスブックなど活用されていますが、現在、多くの自治体がLINEの活用に取り組んできております。様々な運用で効果があるとされておりますが、ここでは情報発信のツールとして取り上げたいと思います。

まず、SNSの現状ですが、ICT総研のデータによりますと、2022年末にはネットユーザーが8,241万人で、そのうちSNSの利用率は83.3%に達すると推計し、2020年のアンケート調査では、LINEの利用率が77.4%、ツイッターが38.5%、ユーチューブが23.2%、フェイスブックが21.7%などとなっています。このようにLINEの利用状況はアップしていて、高齢者の利用も進んでいる状況も見てとれます。では、町としてLINE活用へのお考えを伺います。

以上につきまして質問いたします。

町長（山村君） ただいま滝沢議員さんから、1番目としまして町の情報発信についてということで、「広報さかき」やホームページ、「すぐメール」などについてご質問いただきましたが、私からは、町の情報発信における全般的な考え方とLINEの活用についてお答えし、そのほか詳細につきましては、担当課長から答弁いたします。

当町では、ご質問にあります「広報さかき」や町のホームページ、登録制のメール配信「さかきまちすぐメール」のほか、防災行政無線やSNS、ツイッター、また防災WEBなど多種多様な媒体を活用した情報発信を行っております。

中でも、「つながるあんしん坂城町」をキーワードとして、町民の皆様お一人お一人が、安心して生活していただける環境整備を目指し導入した同報系の防災行政無線につきましては、平成30年の運用開始から5年目を迎え、緊急時だけでなく、平時から朝、昼、夜の定時のお知らせや、正午をお知らせする放送など、町民の皆様にとっても身近でなじみ深い情報取得の媒体になっているものと考えております。

当町では、様々な媒体が持つそれぞれの特性を生かした情報発信に努めており、「広報さかき」では、発行する月ごとにタイムリーな情報を、また、ホームページではごみの出し方から町の各種計画まで、利用者が知りたい情報を知りたいときに得られるよう、膨大な情報を掲載するほか、随時の更新が可能という即時性を生かし、広報紙よりもさらにタイムリーなお知らせの掲載や、写真と文章で、その日にあった町の出来事をお知らせする「さかきのできごと」などの掲載を行っております。

しかしながら、これら広報紙やホームページは、情報を受け取る側の能動的な、自ら広報紙を読む、ホームページを閲覧するという行動が必要になりますので、これを要しない、受動的ないわゆるプッシュ型の情報発信ツールとして、随時に音声放送による情報発信を可能とする

防災行政無線と、放送を聞き逃した場合や、ご自宅または町内にいなくても放送内容を受信できるよう、「すぐメール」、ツイッター、防災WEBでの同時配信により補完する多層的な情報発信を行っており、特に災害時におきましては、最大の効果を発揮するものであります。

なお、災害時における防災行政無線の緊急放送時には、「すぐメール」、ツイッター、防災WEBの同時発信に加え、町内エリアにいる全ての方の携帯電話に対し強制的に配信をする緊急速報メールと、上田ケーブルビジョンの放送画面へのL字放送での配信も行いますので、情報発信はさらに多層的になってきております。

特に、当町における同報系防災行政無線につきましては、ほかの自治体の例にある屋外スピーカーのみの運用ではなくて、町内各戸・事業所に戸別受信機を配布し、より確実に情報を伝える仕組みを整備したことは、当町の情報発信における大きな特徴であり強みでもあります。この特徴を最大限に生かし、プッシュ型情報発信については、防災行政無線を中心とした情報同時配信の着実な運用について今後も進めてまいります。

また、近年の取組としましては、予防接種や乳幼児健診の日程等のほか、子育てに関する様々な情報のプッシュ通知が可能な子育て応援アプリの導入や、動画配信サイトユーチューブにおける町公式チャンネルの立ち上げなど、さらなる情報発信の多様化について進めているところであります。

次に、LINEの活用についてであります。LINEに限らず、SNSやスマートフォンアプリなど新たなツールの活用につきましては、手軽さや利便性の向上につながることも多い反面、こうしたICTツールの活用における個人情報の取扱いには注意を要するケースもございます。

行政が保有し、取り扱う情報は様々で、秘匿性の高い情報や個人情報もある中、SNSなど広く不特定多数のユーザーに一律に提供するサービスでの情報管理は課題もあると認識しております。そうした中で、LINE社におけるデータ管理の一部が海外のサーバーで行われていたことなど、情報の管理体制等を考慮すると、現時点においてはLINEの導入は考えてはいない状況であります。

今後、新たにSNS、スマートフォンアプリなどについて導入の検討を行うにあたっては、メリットだけでなく、安全性を十分に精査した上、活用方法などの検討をしていく必要があると考えているところであります。

企画政策課長（伊達君） 私からは、イ. 町の情報発信の状況はのうち、「広報さかき」の配布の状況と町ホームページの状況、町公式ユーチューブチャンネルについて、また、ロ. 今後の取り組みについてのうち、「広報さかき」において、動画配信の活用をについてお答えいたします。

最初に「広報さかき」の配布状況について、最新の広報6月号の町内への配布状況から申し

上げますと、町内への配布は、ほかの配布物と合わせて行っており、事業所を除いた一般世帯への配布数は5,008件で、このうちアパートの方は149件となっております。また、町内事業所につきましては、ご希望をいただいた事業所へ配布をしており、配布数は31件となっております。

次に、町ホームページの状況はについてであります。町ホームページにつきましては、昨年3月にリニューアルを行い、全体の構成の見直しやデザインの一新を行ったほか、音声読み上げ機能や、文字サイズ・文字色・背景色の変更機能などの閲覧支援機能も充実させ、利便性や機能性、また、視覚面でのPR力向上を図ったところであります。

アクセスの特徴はとのご質問であります。トップページへのアクセス数は、昨年度中の令和3年4月から本年3月までの集計を見ますと、1日の平均が約900件、月平均にしますと約2万7千件、年度合計では32万件を超えるアクセスをいただいている状況でございます。

また、内容別に見ますと、昨年度から新型コロナワクチンの接種が開始されたことを受け、年間を通じて最もアクセス数の多かった記事は「新型コロナワクチン接種方法等について」でありました。

このほかにも、やはり、新型コロナウイルス関連の記事へのアクセス数が多い状況ではありましたが、その他一般の記事としましては、「さかき千曲川バラ公園」、「町立図書館」、「和平公園」、「びんぐしの里公園」といった町施設を紹介する記事や、「今月の当番医」、「ごみの分別方法」、「ハザードマップ」、「町循環バス」、「サンデーリサイクル」など、生活に密着した記事の閲覧も、年間を通じて多くあったところであります。

また、リニューアル後のホームページの評価についてであります。リニューアルの際、ホームページの各記事について、閲覧された方がわかりやすさ、見つけやすさ、参考になったかの評価を投稿できる機能を追加しており、この評価結果から見ますと、見つけにくいなど、評価の低い記事はおおむね15%以下にとどまり、そのほか15%程度がどちらでもないとの評価で、70%以上は見つけやすいなど、高い評価をいただいたところであります。

なお、評価の低い記事としましては、特に新型コロナ関連の記事に集中したことから、現在は、トップページの見つけやすい位置に「新型コロナウイルス感染症関連情報」のボタンを配置し、あわせて構成についても記事の内容別に分類を改めるなど改善を図ったところで、今後も、いただいた評価を参考にしながら、よりよいホームページとなるよう改善を進めてまいります。

続いて、町公式ユーチューブチャンネルについてであります。新型コロナウイルスの感染拡大により、学校の臨時休業や外出の自粛、イベントの中止などが相次いだ令和2年には、町におきましても、例年多くの方に楽しんでいただいていたばら祭りの中止を余儀なくされました。

この事態の中、せめて、美しく咲くバラの動画をご自宅で楽しんでいただくため、さかき千曲川バラ公園を撮影した動画をユーチューブに掲載したことが、公式チャンネル開設のきっかけでありました。

以来、コロナ禍にあり、大勢の方が一堂に集まるのが難しい状況から、リモートやオンラインを活用したイベントとして、さかきふれあい大学教養講座の動画掲載や、コンサートのライブ配信などのほか、外出機会が減ることで陥りがちな運動不足の解消のために、自宅でできる体操の動画や、広く一般に坂城町の四季折々の風景を知っていただき、楽しんでいただけるよう作成した動画「信州さかき 春夏秋冬」、また、保存会会員の皆様のご協力により、ドアなどが稼働するようになった169系電車を紹介する動画など、様々な動画を掲載しているところであります。まだ発展段階ではありますが、令和2年6月の開設以来、現在公開中の動画は13件、チャンネル登録者数は220人、掲載した動画の総視聴回数は、約4万回となっております。

今後も、町からの情報発信や、お知らせの手法として動画が適している場合や、コンサートのライブ配信など、必要に応じ公式チャンネルの活用を図ってまいりたいと考えております。

最後に、「広報さかき」におけるQRコードの活用とのことでありますが、「広報さかき」は紙媒体でありますので、スペースの都合により詳細な説明が難しい場合や、日々状況が変化する情報であって、月々の広報発行のタイミングでの詳細な内容掲載が間に合わない場合など、現状におきましても、「広報さかき」にQRコードを表示し、町ホームページ等に掲載した情報にスムーズにアクセスしていただけるよう活用を行っているところであります。

広報紙におけるQRコードの活用につきましては、今後もこうした考えを基本としつつも、情報をお知らせする形態として動画が最適であり、かつ、対応する動画を作成した場合、あるいは、政府広報のような既存の動画を紹介することが有効な場合など、状況に応じた対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

住民環境課長（竹内君） 私からは、伊の町の情報発信の状況はのうち、「さかきまちすぐメール」の状況についてお答えいたします。

「さかきまちすぐメール」は、防災・災害に関する情報をはじめ、地域の安心・安全のための情報のほか、町からのお知らせなどを文字でお伝えする登録型メール配信サービスとして、平成26年12月から運用しているところであり、登録に際しては、防災情報と安心・安全情報、坂城町からのお知らせ、坂城町イベント情報の4種類の配信カテゴリの中から受信したい情報を選択していただく形で、複数のカテゴリの登録も可能となっております。

ここ3年間の登録者の推移ではありますが、最も利用登録者数の多い防災情報のカテゴリにおける各年度3月時点の状況で比較いたしますと、令和元年度が2,034人、2年度が2,161人、3年度は2,351人と、年々増加傾向となっております。

次に、関係機関における活用状況ですが、小中学校、保育園、児童館におきましては、保護者への連絡事項の伝達等に活用しているほか、消防団におきましては、災害や訓練の出動要請をはじめ、各種伝達や情報共有にも活用しているところでございます。

また、平成27年2月には、千曲警察署及び千曲坂城消防本部と「すぐメール」の運用に関する協定を締結し、犯罪情報や火災情報などを直接配信していただくことにより、迅速かつ正確な情報を提供できる体制としております。

職員間におきましては、災害時等職員の参集や状況把握などの情報伝達のほか、各課の一斉連絡手段としても活用しており、毎年、有事に備える中で、定期的に配信訓練も実施しているところであります。

次に、登録者数増加の取組といたしましては、町ホームページのトップページにバナーを張り、登録のご案内をしており、また、毎月の「広報さかき」の裏表紙にも登録方法を掲載し、QRコードを通して直接アクセスできるよう工夫をしております。また、区長会や分団長会、町総合防災訓練等の際にも登録を呼びかけているところであり、今後も引き続き、会議やイベントなどの機会を捉えて登録を呼びかけてまいりたいと考えております。

今後も「すぐメール」が町民の皆様にとって、より有効な情報取得手段として認知度を高め、さらに多くの皆様に登録していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

10番（滝沢君） 町長、担当課長より詳細な答弁をいただきました。やはり、この情報発信というのは、前段でも申しましたが、町の一番重要なテーマであり、大切なことでありますので、今ご答弁いただきました内容を含めて、これからも進めていただきたいと思います。

特に「広報さかき」ですが、今全体で5,008件ということで、大体世帯数の8割ぐらいは配布されているのかなというふうに思ったんですが。私も昨年、御所沢区で経験したあれで見ますと、やはりアパートなんかの区に属していない方の対応ですね。やはりこちら辺が今後の課題かなということで、昨年も御所沢区では四、五十件新たに配布ということで進めさせていただきましたけれども、やはり町内全体を見ると、まだこういう世帯の方がいらっしゃるのかなというふうに感じております。

それと、ホームページに関しては、おおむね70%くらいの方が高評価であるということで、素晴らしい成果であると思っております。アクセス数も1日約900件で、年間を通して32万件って、ちょっと私はほかのあれと比較がわからないんですが、非常に件数としては多いんじゃないかなと。やはり大事な情報が町のホームページには盛り込まれているので、やっぱりそういうことから情報を得るということは、これは大変重要な取組であるというふうに思っております。

「すぐメール」につきましても、これを私が以前一般質問に取り上げたときは、ちょうど導入半年後のときだったんですが、そのときが大体1,200名ということでありましたから、

今はほぼ倍増しているということになりますので、やはりこれも先ほどのホームページ、防災行政無線と非常にリンクしている部分がありますので、今後も啓発活動、周知を含めてお願いをしたいと思います。

町の公式ユーチューブチャンネルについては、動画配信のあれ等も、「広報さかき」も含めて、まだすぐということにはならないと思いますけれども、いろいろ検討していただいて、利用していただけるところはお願いをしたいと思いますというふうに思っております。

LINEのほうは、今、町長のほうからまだ現状ではお考えがないということでございしましたが、これもまた他自治体の事例などを参考に研究をしていただきたいと思います。

そんな中でちょっと再質問させていただきます。まず、町ホームページについて伺います。1点目、町公式ユーチューブチャンネルについてですが、これは非常によい企画だと思います。ただ、このサイトがちょっと見つけづらい点がありますので、トップページに見つけやすい表示、そういった工夫等ができないでしょうか。

2点目に、町の新たなPR動画作成の考えはということで質問いたします。先ほどご答弁いただきました「信州さかき 春夏秋冬」、桜の名所5選は、風景動画としては大変優れていると感じておりますが、次のステップとして、例えば農業、商工業の現場で働く人々や、町の地域の祭りや町民の暮らしや営みが見える動画も発信力があり、活力にあふれた町の魅力発信につながるのではないのでしょうか。そのお考えを伺います。

3点目に、「さかきまちすぐメール」についてですが、現在、町内には448名の外国籍の方がいらっしゃいます。その外国籍の方への対応として、今後、外国語表記などの配信の工夫はできないでしょうか。また、リニューアル、バージョンアップへのお考えはどうでしょうか。お尋ねいたします。

以上、3点につきまして再質問いたします。

企画政策課長（伊達君） 再質問をいただきました。3点でありますけれども、私からはユーチューブの関係と町のPR動画の関係についてお答えをさせていただきます。

まず、町の公式ユーチューブチャンネルのサイトが見つけづらいということで、ホームページのトップの目立つ場所ですとか、そういった工夫ということでもありますけれども、ホームページのトップ画面には様々な情報を掲載しております。その全てを目立つ場所にとというのは、これは現実的には困難でございますので、現状では優先度の高いものですとか、需要の多いものを主として目立つ場所に配置をしているという状況でございます。

ユーチューブの公式チャンネルあるいは動画へのリンク、誘導につきましては、ホームページ全体の利便性ですとか今後の需要などを勘案する中で、必要に応じてボタンあるいはバナー等の配置について検討してまいりたいと考えているところでございます。

それと、新たなPR動画ということで、例えば町民の方が働いている姿ですとか、生活の風

景ですとかというようなご提案を頂戴しましたけれども、先ほどの答弁でもお答えしましたとおり、本年3月に新たな町のPR動画として、「信州さかき 春夏秋冬」あるいは「信州さかき 桜名所5選」といった動画を掲載したというところでございます。

当面、これらの公式チャンネルに掲載した動画の再生状況ですとか、また動画でお知らせをするという手法そのものの効果あるいは需要の検証を行う中で、必要性、場面に応じた活用を検討していきたいと考えているところであります。

また、例えば人物、人を映すということになりますと、なかなかちょっと権利関係の部分でも課題があるということでございますので、そういった部分も含めた中で、活用については検討していきたいと考えているところでございます。

住民環境課長（竹内君） 私からは、「すぐメール」に関する2点の再質問についてお答えいたします。1点目の「すぐメール」の外国語表記による配信についてであります。昨今の外国人在住者の増加などを踏まえ、外国語での情報発信は今後の課題であると認識しているところであります。「すぐメール」の外国語配信機能や自動翻訳機能の導入など、検討してまいりたいと考えております。

2点目の「すぐメール」のリニューアル、バージョンアップの予定についてであります。町は「すぐメール」配信事業者と利用契約を締結する中で運用しておりますので、システムの更新については、配信事業者において行われるものでございます。なお、配信事業者からは現行のメール配信に加え、通信アプリ等を利用した配信や他言語での配信機能を追加するなど、新たなシステムへの移行を予定していると伺っているところでございます。

10番（滝沢君） 再質問にご答弁いただきました。ホームページも何でもかんでもというわけには当然いかないと思いますので、優先順位が重要であるということは理解をいたしました。今後も優先順位ということは大事なので、それに基づいて見やすい画面にさらにつなげていただくようお願いしたいと思います。

PR動画につきましても、やはり人が画面に映るということは個人情報を含めて困難さもあると思いますけれども、やはりそういう人の笑顔とか働く姿というのは、やはり一番感情に訴えてくるものがあって、坂城町は本当に生き生きと皆さん暮らしているんだなということを知っていただける画面になると思うので、今後、現状を踏まえながら、またご検討をいただければありがたいと思います。

「すぐメール」につきましても、やはり同じ町民でありながら情報が届かないということは、やはり、特に有事の際にはそういうことは避けたいんですけれども。先ほど課長のほうから別のメール、いろんな機能で災害時には届くというようなシステムがあるということはおっしゃっていただきましたけれども、やはりそれを含めて身近な町の情報ですね、そういうこともやはり発信していく必要があると思いますので、また今後そういう検討もお願いしたいと思います。

す。

では、まとめということで進めさせていただきますが、インターネット、SNSは非常に便利なツールであります、使用する側にも注意が必要であります。おととい、長野市のホームページで偽のコピーサイトの問題が報道され、注意喚起がされておりました。私たちは使用する際には十分に確認をして当たることが重要であるというふうに感じたところであります。

いろいろ質問をさせていただきましたけれども、新たな整備には費用対効果と優先順位ということが必要であるということは理解をいたしました。様々な観点からの研究・検討をお願いをするところであります。

1点、京都府南丹市で本年2月に起こった事例であります、市が行政上の大規模な断水を実施した際、市民に十分な情報が伝わらず、4日間から5日間不便な生活を強いられたということが報道でありました。市は防災無線を通じ通知をしたものの、多くの市民の耳に届かず、断水は突然と受け止められ、市民の混乱が発生しました。後に市長はLINEやフェイスブックの公式アカウントを使った発信など、あらゆる手段を駆使し広報する必要があったと対応改善を進める意向を示したということでした。

有事の際の情報伝達は緊急性が求められ、情報を発信したということより、情報が確実に町民の下に届いたということが重要であります。当町の場合、充実したツールが整備されておりますが、今後も複合的に活用され、町民の安心・安全、豊かな暮らしに結びつく情報発信とさらなるグレードアップを含めお願いするところです。

もう1点は、今後新たに町PR動画を作成される場合は、当町出身の演奏家の採用もぜひご検討いただきますよう併せてお願いいたします。では、次の表題に移ります。

2. 健康長寿社会に向けてについて取り上げます。県は4月1日時点の年齢別人口推計を発表し、人口に占める65歳以上の高齢者の割合、高齢化率は32.8%で、過去最高を更新したとの報道がありました。進む長寿社会に向け、いつまでも元気で健康に暮らせる取組が求められるところです。

その中、コロナ感染症拡大が収まらず、3年目というつらい状況が続いております。私の地域を見ましても、いわゆる巣籠もりが続き、高齢者が外に出る機会や人との関わりも失われている状況があります。そのコロナ禍の影響でしょうか。高齢者の方でここ一、二年余り、骨折などをされる方が増えております。中には自宅に帰ることができず、そのまま高齢者福祉施設に入所された方もおられ、運動機能と活力の低下が危惧されるところです。

では、次につきまして質問をいたします。

イ. 医療及び介護の状況について

1点目、2018年度から2020年度の国民健康保険、後期高齢者医療加入者それぞれの傷病状況の推移は。また、この間における介護保険新規認定者数と介護認定者における介護度

の状況はどうでしょうか。

次に、ロ．介護予防事業、健康増進事業について質問いたします。

1点目、コロナ禍での状況と今後の取組は。コロナ感染症拡大の影響で様々な活動が制限されてきたと思われませんが、現状とウイズコロナ、アフターコロナを見据え、今後の活動実施が望まれるところです。いきがい広場、地域支援グループ活動、健康増進事業等の状況と取組はということで伺います。

以上、質問いたします。

福祉健康課長（堀内君） 2．健康長寿社会に向けてのご質問に順次お答えいたします。

厚生労働省によりますと、2019年の健康寿命は、男性が72.68歳、女性が75.38歳で、前回の2016年の調査から、男性で0.54歳、女性で0.59歳伸びている状況であります。

また、2019年の平均寿命は、男性が81.41歳、女性が87.45歳で、健康寿命との差は男性が8.73歳、女性が12.07歳となっています。

平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限のある期間と考えられることから、疾病予防と健康増進、介護予防などによってこの差を縮めることにより、生活の質の低下を防ぐことが重要となってまいります。

最初に、国民健康保険と後期高齢者医療保険に加入する被保険者の医療の状況についてお答えします。町内での国民健康保険被保険者は2022年3月末時点で2,809人、町の人口に占める割合は19.6%、また75歳以上が加入する後期高齢者医療保険の被保険者は2,999人で、町の人口に占める割合は20.9%であります。

まず、国民健康保険被保険者の2018年度から2020年度のそれぞれの傷病状況の推移であります。各年度とも同じ傷病で、多い順に高血圧症、脂質異常症、糖尿病となっております。

次に、後期高齢者医療保険被保険者の2018年度から2020年度、それぞれの傷病状況の推移は、こちらも各年度同じで、一番多い傷病は高血圧症で、次に筋・骨格系の疾患、いわゆる骨折や関節症、腰痛、膝痛、そして3番目は糖尿病となっております。

続いて、介護保険新規申請者の要介護度別認定者数であります。2018年度は要支援1が40人、要支援2が15人、要介護1が48人、要介護2が27人、要介護3が19人、要介護4が19人、要介護5が11人、自立が3人で、新規認定者数の合計は182人。

2019年度は要支援1が38人、要支援2が22人、要介護1が39人、要介護2が17人、要介護3が18人、要介護4が18人、要介護5が10人、自立が5人で、新規認定者数の合計は167人。

2020年度については要支援1が55人、要支援2が17人、要介護1が57人、要介護

2が16人、要介護3が11人、要介護4が21人、要介護5が13人、自立が5人で、新規認定者数の合計は195人となっております。

また、2018年度の介護度別の新規・更新等を含めた介護認定者数は、要介護1（同日「要支援1」に訂正あり）が87人、要支援2が81人、要介護1が165人、要介護2が109人、要介護3が97人、要介護4が136人、要介護5が88人で合計763人。

2019年度では、要支援1が88人、要支援2が83人、要介護1が178人、要介護2が102人、要介護3が87人、要介護4が134人、要介護5が101人で合計773人。2020年度については、要支援1が118人、要支援2が83人、要介護1が192人、要介護2が92人、要介護3が95人、要介護4が134人、要介護5が88人で合計802人といった状況であります。

続いて、ロ. 介護予防事業、健康増進事業についてのご質問であります。まず、いきがい広場事業につきましては、介護予防事業として町が社会福祉協議会に委託して実施しております。町内にお住まいの65歳以上の介護保険サービスを利用されていない方を対象に、体操や運動、様々なレクリエーションを通じた健康づくりをはじめ、手芸等の趣味活動や季節の行事など参加者同士で交流を楽しめる憩いの場として、多くの皆さんにご利用いただいております。

2021年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、利用者の皆さんにお集まりいただく活動はできませんでしたが、自宅でできる脳トレ用の資料の配布や、訪問・電話による生活状況の確認など、人と人とのつながりが途絶えないよう工夫しながら活動をしてまいりました。

また、最近の状況といたしましては、基本的な感染予防対策のほか、時間を短縮し人数制限をするなどして、4月8日からふれあいセンターでの活動を再開し、県の医療警報の解除と感染レベルの基準の見直しにより、5月26日からは老人福祉センター夢の湯での活動も再開したところであります。

次に、地域支援グループ活動についてであります。この活動は、誰もが地域の一員として参加でき、家に閉じ籠もりがちな方などにも参加を促し、地域住民同士のつながりや支え合いを推進するグループ活動としております。活動の内容といたしましては、月に1回程度公民館や集会所などで手芸、歌、健康体操などを行っております。現在12グループが活動しており、今年は新たに1グループが立ち上がる予定とお聞きしているところであります。

これらの地域支援グループへの活動支援としましては、各グループの要望に基づき、理学療法士などの講師を派遣し、介護予防体操の指導や、ヨガ、レクリエーション活動を中心に行っております。グループの活動方針や頻度にもよりますが、年に2から8回の講師派遣を行っており、グループの参加者からは、専門家に教えてもらうのはよい刺激になるのありがたいといったご意見をいただいているところであります。

2020年以降は新型コロナウイルス感染症の予防対策のため、各グループとも活動を休止していましたが、2022年4月時点では全てのグループが活動を再開しております。

続いて、健康増進事業につきましては、月曜日と水曜日に開催する二つのグループがあり、老人福祉センター夢の湯を会場に介護予防体操を中心に活動しております。この事業におきましても、地域支援グループ活動への支援と同様に講師の派遣等を中心に行っているところであります。

4月以降、再度感染者が増加する中、活動を自粛するグループも出るなど、地域の皆さんが思うように活動ができない状況もあったところですが、再開にあたりまして、感染状況を注視するとともに、マスクの着用や手指の消毒など基本的な感染予防対策を徹底する中で、参加人数の制限や午前と午後の2回に分けての開催とするなど、参加者の皆さんが安心して楽しんでいただける環境を整えたところであります。

今後につきましても、重症化予防のために多様な介護予防の取組や生きがいつくり、交流の場の確保など、心身の健康増進につなげ、地域活動の継続を支援してまいりたいと考えております。

すみません、失礼いたしました。1点訂正をお願いいたします。申し訳ありません。

先ほど、答弁の中で2018年度の要支援1が87人というところを、要介護1と申し上げてしまいましたが、2018年度要支援1につきましては、87人といったことで訂正をお願いいたします。

10番（滝沢君） 担当課長よりご答弁をいただきました。それぞれ国保、それから後期高齢者医療、介護認定者の数字をずっと答弁いただいたわけですが、病気関係では生活習慣病に起因した症状がやはり、これは全国的な流れではありますけれども、やっぱりそういう方が多いのかなということを確認させていただきました。

中には、後期高齢者医療の2番目のところで、様々なけがにつながるような状況、やはりこちら辺がちょっと気がかりといえれば気がかりですね。それから、介護認定者の方も年々増えてきているというあたり、やはりこれも今の流れの中にそういうのがあるのかなという気はしますけれども、やはりこちら辺の対策といいますか、取組ということは今後ご答弁をいただきましたけれども、大変重要なテーマだというふうに思っております。

それと、今後の介護予防事業とか健康増進事業ということでもご答弁いただきましたけれども、コロナ禍の状況ではなかなか開催もできずということで、その中でもやはり健康づくりということでは、自宅を訪問したりというようなことで工夫をされて、関係が途切れないような取組もしていただいているということ、これは非常に重要なことであるというふうに感じております。

徐々に再開をしていくということでご答弁をいただきましたので、最初のご答弁にありまし

た健康寿命の延伸ですね、これはやはり大きなテーマで、課長も言っていたらっしゃいましたけれども、やはり平均寿命と健康寿命の差をいかに縮めていくかということは、やはり大きなテーマであるということを思っております。

その中で、ちょっと1点だけ質問させていただきたいんですが、今ご答弁はいただきましたけれども、やはりこの3年余りにわたるコロナ感染症の影響というのは、町としてどうその影響を捉えているか、その点だけちょっとご答弁をお願いいたします。

福祉健康課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。先ほど、最近3か年の傷病の状況、介護認定者数について申し上げさせていただきました。その中で、令和元年度に比べて2年度につきまして介護新規認定者数が若干増加しているということが見てとれます。ただ、このことからその原因について、一概に新型コロナウイルスの影響でということ、認定者数が増加したと申し上げることはまだ難しいかなというふうに考えております。

とは言いましても、コロナ禍におきましてふだん行っていた活動が中止になってしまったということ、外出する機会が減ってしまった、人と接する、交流する機会が減ってしまったということはよくお聞きします。

その間、先ほども申し上げましたけれども、いきがい広場の事業等につきましては、生活状況を確認するなど実態を把握した上で、自宅などで効果的に介護予防に取り組めるような支援を行うとともに、人とのつながりが途絶えることがないように努めてまいったところでございます。

今後も引き続き運動不足だけではなくて、人との交流が途絶えることがないよう基本的な感染対策を講じた上で、様々な工夫を行い、多様な介護予防の取組や生きがいづくり、交流の場の確保など心身の健康増進につなげてまいりたいと考えております。

10番（滝沢君） 再質問にご答弁いただきました。運動不足ということは、本当に我々の世代でも痛切に感じております。やはり、将来に向けてこれは一人一人大切なことだということを改めて感じたところでございます。

では、まとめということで参りたいと思います。町、地域では長引くコロナ感染症の影響で暮らし方が大きく様変わりしました。ようやくここに来まして感染状況も落ち着いてきてまして、これ以上感染が広がらないことを願うところです。

高齢者が笑顔で健康に暮らせる社会は家族、地域の安心と支え、そして活力につながります。今後も様々な機会を通しての取組をお願いいたします。

町では各種文化事業や3年ぶりのばら祭り、葡萄酒マルシェなどのイベントも町関係課、関係団体のご尽力とご配慮の下、開催をされてきております。この先も各種事業の開催が予定されておりますが、今の状況の中でできる方法を検討いただき、町及び地域の活性化と振興、にぎわいを取り戻すためにも力を尽くしていただけたらと思っております。よろしく願いいた

します。

以上、一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時56分～再開 午前10時06分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、11番 吉川まゆみさんの質問を許します。

11番（吉川さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

1. 健康寿命の延伸について

イ. 特定健診・一般健診について

誰もが幸せに暮らすためには、健康であることはとても大きな要因であり、健康寿命の延伸と不健康な期間の短縮や予防は極めて重要な課題です。町では、保健センターを中心に健康で生き生きと暮らせるまちづくりに向け、様々取り組んでいただいております。

さて、健康寿命の定義ですが、皆様もご存じのとおり、これは一生涯のうち、日常生活で支援や介護を要しない自立して生活できる期間のことを言います。つまりこの期間が長ければ長いほど、社会保障費の増大を防ぐことができ、住民一人一人が健康で暮らすことができます。町ではその延伸のために健康診査と保健指導に力を入れてまいりました。

昨年3月策定をいたしました第3次坂城町健康づくり計画「すこやか坂城21」の中では、特定健診受診率は年々上昇し、健康意識の定着が図られる一方で、生活習慣病の一つである糖尿病患者は増加しており、特に当町では75歳以上の後期高齢者の糖尿病患者数は長野県内で上位となっているとありました。

これは少子高齢化が進む中であって、大きな課題です。健診の定着化で早期発見、早期治療を進めていくことが、ひいては予防につながり、医療費増大を防ぐこととなります。

そこで町民の健康を守る健康診査について町の取組をお聞きいたします。

1点目として、健診の取組についてです。健診、健康診査のご案内申込書が1月末に保健補導員さんから配布されます。この配布から健診受診、保健指導までの流れと、またその間の啓発のための広報について、どのように取り組まれているのでしょうか。

2点目として、基本的なことですが、一般健診と特定健診の対象者はどのような方でしょうか。

3点目として、平成29年度から令和3年度までの特定健診受診率の推移と、県内順位はどのような状況でしょうか。

4点目として、第2次健康づくり計画の健診の取組を検証された中で、見えてきた課題はどのようなことでしょうか。

5点目として、今までの中で再勧奨しても健診を受けない方がいると思いますが、その方の受けない理由の主なものはどのようなことでしたでしょうか。

以上、5点についてお聞きいたします。

続いて、ロ. 帯状疱疹を未然に防ぐために。子どもの頃、水ぼうそうにかかった記憶のある方もいると思いますが、水ぼうそうは一度かかり、治った後も実はウイルスは体の中の神経節に生涯隠れていて、加齢による免疫力の低下や過労やストレスが引き金となって再発症することがあり、これが帯状疱疹というものです。

帯状疱疹の原因となるウイルスは、日本人成人の90%以上の方の体内に潜んでいて、50歳を境に発症率は急激に上昇し、60歳代から80歳代でピークを迎えます。80歳までに約3人に1人が帯状疱疹になると言われています。刺すような痛みは夜も眠れないほどの激痛で、私の友人も50代で発症いたしました。頭と顔に出てしまい、入院治療を余儀なくされ、その重症化を目の当たりにいたしました。

さて、日本では厚生労働省により平成28年3月、50歳以上の者に対する帯状疱疹の予防として、帯状疱疹ワクチン、水痘生ワクチンが追加をされ、さらに令和2年には新たに不活化ワクチン、シングリックスも使用開始となりました。帯状疱疹の予防接種は発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても軽症で済み、後遺症の予防につながるとされております。

そこでお聞きいたします。1点目として、この帯状疱疹ワクチンの効果についてどのようにお考えでしょうか。

また、2点目として、今ではテレビでもこのワクチンの宣伝をやるようになりました。まだまだそうは言っても広く知られておりません。シニア世代の方々が元気に活躍されるよう、このワクチンの周知と接種を推進されたと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

以上、2点についてお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

保健センター所長（竹内さん） 1. 健康寿命の延伸についてのご質問に順次お答えいたします。

まず、特定健診・一般健診についてでございますが、町では、毎年1月に各地区の保健補導員さんを通じて、全戸に4月以降の特定健康診査・がん検診等のご案内と申込書を配布し、受診希望の調査を実施しております。

申込書は2月中旬までに保健補導員さんに回収していただき、町の健診を申し込むと回答された方及び回答のなかった方に対し、健診の受診方法等をご案内しております。

町が実施している健康診査につきましては、国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方を対象とした特定健診と、19歳から39歳の方と75歳以上の方を対象とした一般健診があり、特定健診及び一般健診は文化センターを会場として実施する集団健診、また、特定健診につきましては千曲医師会管内の医療機関で受診する個別健診も行っております。

集団健診につきましては、5月、6月及び12月に健診を実施しており、4月以降、健診日に合わせて受診券と問診票等をお送りしております。また、個別健診につきましては、6月からの実施となるため、5月に問診票や受診方法等についてのご案内を送付いたします。

また、広報につきましては、町ホームページのほか「広報さかき」4月号に掲載しお知らせをしているところでございます。

健診受診後の結果につきましては、集団健診受診者の方には、全員の方に結果報告会に参加いただくようご案内し、対面で結果をお返ししております。個別健診受診者の方には、健診結果で特に異常がない方は結果の送付のみとなりますが、受診勧奨値とされる基準値以上の方には、必ず訪問をし、健診結果をお返ししております。

また、集団健診を希望されている方で、実施時期の5月、6月に都合がつかない方や受診されなかった方に対しましては、「広報さかき」11月号で12月の集団健診及び個別健診のお知らせを掲載し周知するほか、12月の集団健診を受診されなかった特定健診対象者に対しましては、再度個別に受診勧奨のご案内を全員にお送りしております。

このほか、特定健診対象者で、健診の結果、保健師、管理栄養士などが生活習慣を見直すサポートをする特定保健指導の対象となる方などに対しては、保健師及び管理栄養士が訪問により特定健診の受診勧奨を行っております。

続きまして、国民健康保険の特定健診受診率の推移と県内順位についてでございますが、平成29年度は52.4%で29位、30年度は54.2%で19位、令和元年度は58.7%で19位、2年度は48.6%で32位でございます。なお、令和3年度は4月末現在の速報値でございますが、57.2%という状況でございます。

次に、町で策定している健康づくり計画につきましては、第2次計画の検証を踏まえ、第3次計画を策定し、令和3年度から様々な施策を実施しております。第2次計画の検証といたしましては、特定健診及び特定保健指導の結果から、生活習慣病の重症化の結果と見ることができ、脳血管疾患の医療費の割合は減少傾向にありますが、心疾患の割合は維持にとどまっております。これらの疾患の基となる高血圧症、糖尿病、脂質異常症等は増えていることから、生活習慣病の重症化予防のさらなる取組が必要であると考えるところでございます。

次に、健診を受けない方の未受診の理由についてでございますが、平成29年度に実施した健康診査・がん検診に関するアンケートの結果によりますと、未受診の主な理由は、一番多かったのが必要な時に医療機関で受診する、次が忙しいから、3番目に多かったのが健康だからという結果でした。このことから、健診の必要性を感じていない方に受診していただけるよう勧奨していくことが重要であると考えられますので、引き続き広報や個別のご案内及び訪問による受診勧奨等を実施してまいります。

続きまして、ロ. 帯状疱疹を未然に防ぐためにについてお答えいたします。帯状疱疹は、水

ぶくれを伴う発疹が帯状に出る皮膚の疾患で、子どもの頃にかかった水ぼうそうウイルスが再活性化し、免疫が低下した際に帯状疱疹として発症すると言われております。50歳以降に多く発症し、80歳までに3人に1人がかかると言われ、治療後も長期間痛みが残る帯状疱疹後神経痛になる場合もあります。

帯状疱疹の初期症状とされる神経痛のような痛みや焼けるような痛みのほか、かゆみ、しびれなど帯状疱疹を疑う症状を感じた場合には、できるだけ早く医療機関を受診し、治療を開始することが重要である一方、帯状疱疹の予防には、食事や睡眠をしっかりと取る、適度な運動をする、ストレスを減らすことなどにより、免疫力を低下させないことが重要とされております。

ご質問の帯状疱疹のワクチンにつきましては、50歳以上の方を対象として生ワクチンと不活化ワクチンの2種類のワクチンが承認されており、それぞれ予防効果や接種費用、ワクチンの効果継続期間等が異なりますが、予防効果につきましては、一方は50%から60%、一方は90%以上とされておりますので、ワクチン接種による発症予防の効果はあると考えられるところでございます。

また、ワクチンの周知と接種の推進への考えについてでございますが、帯状疱疹のワクチン接種は平成28年から開始されたところであり、まだ期間が短く、現在もワクチンの有効性等について厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会において審議事項とされているといったことから、現段階におきましては、町といたしましては今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） ただいま、保健センター所長より詳しく答弁をいただきました。まず、1月末には各家庭に申込書が届き、2月以降回収され、そしてお一人お一人で健診日程を組んでいただき、再度発送していただいているということで、住民一人一人の健康を維持するための取組に心から敬意を表したいと思えます。

そして、受診率も今伺いましたところ、コロナ前の状況では、県内19位ということで、かなり好成績になっていて、令和3年度も57.2%まで受診率を上げていただきました。60%まであともう少しとなってきました。

今回、私もこの質問にあたって、過去の広報などを見比べてみました。今回、6月の広報で昨年と変わっていたところを発見しました。それは個別健診の勧奨の中で、実施医療機関の連絡先や、また健診日時がわかるQRコード、これを新たに加えていただけてありました。本当に町では、このようにあの手この手で受診に向けて一生懸命知恵を使い努力していただけていることがわかります。

そこで、3点質問したいと思えます。まず、令和3年、4年度の中で申込書が先ほども返ってこないところは再度勧奨するというお話がありましたが、どのくらいのお宅で返ってこないのかというのが1点と、その対応はその後どのようにしているか。

また、2点目として、特定健診の料金が無料と30年度からなったわけですが、その後の効果はどうでしょうか。

そして3点目として、特定健診は国保特別会計から補助していただいているわけですが、実際、補助なしで受ける場合の料金は集団健診、個別健診それぞれどのくらいでしょうか。

以上、3点について再度お聞きいたします。

保健センター所長（竹内さん） 再質問にお答えいたします。健診申込書の回収ができない世帯の割合についてでございますが、保健補導員さんに配布及び回収をお願いした申込書のうち、回収できなかった割合は令和3年度が6.6%、令和4年度が3.9%で、90%以上が回収できている状況でございます。保健補導員さんにはご負担をおかけいたしますが、引き続き配布と回収をお願いしていきたいと考えております。

また、申込書を回収できなかった世帯の方も、各種健診の日程等を広報やホームページ、防災行政無線等でお知らせしておりますので、受診を希望される場合には保健センターにご連絡をいただき、直接申込みを受け付けているほか、特定健診の対象の方にはお申込みいただいている方と併せて健診の日時を指定させていただくなど、受診しやすくなるように努めているところでございます。

続きまして、平成30年度に特定健診の健診料が無料になった効果といたしましては、やはり受診していただきやすい環境となったことで受診率が向上したことにより、疾病の早期発見と健康増進につながったことが挙げられるかと思えます。

特定健診受診率は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症により、健診日程の変更及び健診日を減らして対応した影響により減少しましたが、30年度以前は50%台前半でございましたが、令和元年度以降受診率が上昇し、50%台後半となっております。先ほども申し上げましたが、未受診の方に対する勧奨のご案内や訪問による勧奨なども受診率向上のための大変重要な取組でございますので、引き続き実施してまいります。

次に、健診料金に関しまして、1人当たりの健診料金は、集団健診が6,600円、個別健診が9,097円でございます。

11番（吉川さん） ただいま、所長より再度答弁をいただきました。本当に再勧奨を一生懸命やっただけという現状を改めて町民の皆様にも知っていただきたいと思えます。そして、今も令和4年は3.9%の世帯が返ってこなかったということで、かなり意識が高くなっているなということを感じました。

そして、健診料金ですが、今もお聞きしたところ、集団健診が6,600円で、個別健診は約1万円、無料でやっただけにいるということで、本当に高額の健診だということを理解いたしました。

さて、そこで一般健診と特定健診の違いはというと、一般健診は集団健診のみということで

あります。そこで、1点お聞きしたいと思いますが、先ほども受けない理由の中に、忙しいので必要なときに行きたいというような、そのような理由もございました。その中で、19歳から39歳までの方と75歳以上の方が一般健診として受けるわけですが、中には大勢のところに行くことがとても苦手だという方もいると思います。そういう方はあえて受けないでいるということになってしまうわけですが、この点について、特定健診のように一般健診の中に個別健診、病院で受ける受診ですけれども、これを入れていただけないか、その点について1点お聞きします。

2点目として、生活保護を受けている方からの声です。申込書自体が1月末に届くわけですが、健診の記入欄というところが記入できないようになっていとお聞きしました。ということは、既に健診は受けられないということで、今までも受けてこなかったという事実です。

これにはちょっと私もびっくりしたわけですが、確かに先ほども特定健診は国民健康保険の加入者のみという条件がございますので、道理から言うとそのとおりであります。また、生活保護受給者は福祉事務所の管理の下にあるということは私も承知しております。

ただ、近年、生活保護制度の被保護者への健康管理支援の重要性が指摘されまして、平成30年には生活保護法が改正になり、被保護者健康管理支援事業というものが創設され、令和3年には全国の福祉事務所でこれが必須事業として施行されております。この事業の実施にあたりましては、健康診査の受診状況、結果の情報提供や健診未受診者などの対応において、各自治体の保健部局と連携体制を構築することが重要とされております。

そこで、このように変わってきた体制の中で、町として今まで受診してこなかった生活保護受給者の健康管理と健診受診についてどのようにお考えでしょうか。お聞きいたします。

3点目として、今はあらゆる分野で誰一人取り残さない対応が求められております。現在もトランスジェンダーとして生きづらさを感じている方も、声には出さずともいると思います。そこで、今後、健診の受け方や対応について、このトランスジェンダーの方々への配慮が求められてくると考えますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

以上、3点についてお聞きいたします。

保健センター所長（竹内さん） 再質問にお答えいたします。現在、一般健診につきましては、集団健診のみとなっておりますが、大勢の中が苦手な方への配慮といった観点や、また受診される方の利便性も考慮する中で検討していく必要があるかと思っております。

個別健診につきましては、千曲医師会のご協力をいただき実施しておりますので、同じ医師会の管内である千曲市の状況も踏まえる中で協議し、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、生活保護受給者の方の健診についてでございますが、今後受診に向けて近隣の市町村の状況等も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

次に、トランスジェンダーの方の受診時の配慮についてというご質問でございますが、集団

健診におきましても、診察や検査において必要な場面では個別に対応し、スペースも区切るなどの対応をしております。配慮をしてほしいといった要望は直接お聞きしてはおりませんが、こちらにつきましても、近隣市町村の状況等も調査しながら、どのような対応ができるか検討してまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） 今、所長から答弁をいただきましたが、一般健診の中では集団健診しか受けられないということでもあります。19歳から39歳までの方でございますが、今もお話しただいたとおり、千曲医師会の病院にご了解をいただければできないということですが、ぜひ、今のそのような状況の中、導入に向けて前向きに検討をお願いしたいと思います。

さて、生活保護受給者の健康診査についてですが、ある自治体では、40歳以上で生活保護受給者などほかの健康診査を受ける機会がない方として、健康診査と肺がん検診を無料にして、受診票を事前に送付して受診できるようにしているところがございます。また、近隣の上田市でも、一般財源を充て、事前に受診券を送付し、個別健診として受診できるようにしております。

そういうことで、今も近隣の市町村の動向を見ながらというお話がありましたが、現在、当町の生活保護世帯は33世帯42名であります。19歳から39歳が7名、40歳から74歳が23名、75歳以上が12名とお聞きしています。例えば、全員集団健診で受けたとしても、その費用は約28万円ほどでございます。ぜひ、全員が同じように健診を受けて、生活習慣病防止へ取り組んでいただくよう、前向きに取組を開始していただくことを強く要望いたしますが、町長いかがでしょうか、その点。一言お願いいたします。

町長（山村君） 保健センター所長が前向きに取り組むと言っておりますので、一緒に検討したいと思っております。以上です。

11番（吉川さん） 町長から前向きに取り組むという答弁をいただきました。大変心強いです。

さて、带状疱疹のワクチンでございますが、今も保健センター所長からも詳しくお話を伺いました。その中で1点ですね。周知については、今も接種の推進まではいかななくても、ぜひ広報に掲載をお願いしたいと思います。

4月末の某新聞には、イギリス製薬大手グラクソ・スミスクラインの研究チームが、コロナ発症者は非発症者に比べて带状疱疹になるリスクが15%も高いと発表いたしました。免疫力の低下が影響するということです。重症化しないためにも、このワクチンの接種が期待されます。

そこでお伺いしたいと思いますが、ワクチンの接種、生ワクチンですと1回8千円かかります。そして不活化ワクチンですと1回2万2千円と高額になります。2回打つということもございますので、なかなか足踏みをしてしまいますので、そんな中でほかの自治体でも接種費用の一部助成が始まっております。当町でもぜひ高齢者の健康を守る意味から、接種費用の一部

助成についてご検討いただけないかお聞きいたします。

保健センター所長（竹内さん） 再質問にお答えいたします。带状疱疹ワクチン接種への助成につきましては、今後の国の動向を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

まずは、带状疱疹の予防のため、食事や睡眠をしっかり取り、適度な運動をするなどし、ストレスを減らすことにより免疫力を低下させない生活をしていただき、少しでも带状疱疹を疑う症状がある場合には、できるだけ早く医療機関を受診していただきたいと考えております。

11番（吉川さん） 今、国の動向を踏まえてということで答弁をいただきました。ぜひ、広報の中に、带状疱疹の症状、またワクチンがあるというような内容の周知だけでも、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

今回、1として健康寿命の延伸について、健診の取組とワクチン接種への助成について町のお考えをお聞きしました。健診にあつては、町民一人一人に焦点を当て、きめ細かな取組にさらに心を砕いていただくよう要望させていただきました。

また、ワクチン接種は国を挙げて定期接種化してくださると大変ありがたいわけですが、まだまだそこまではいきません。埼玉の鴻巣市では、この4月から50歳以上のワクチン接種を希望する方に接種費用1回当たり4千円助成する事業を導入いたしました。まだまだ助成自治体は多くありませんが、全国で約15自治体ほど実施しております。ぜひ、高齢者の重症化を未然に防ぐためにも、先進自治体の事例を研究する中で、今後助成に向けて検討いただきたいと思います。では、次の質問に移ります。

2. 物価高騰から町民生活を守るために

イ. 町の状況は

ロシアのウクライナ侵略により、原油をはじめとするエネルギー価格や食料品などが高騰し、さらに急激な円安が追い打ちをかけ、町民生活や中小・小規模事業、飲食業、公共交通、そして農林業などに幅広く影響を及ぼしております。そこで、当町における影響の状況はどうでしょうか。まずお聞きいたします。

ロとして、経済支援策は。

さて、国では、4月26日に決定されたコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設されました。これにより地方自治体を実施する生活に困窮する方々の生活支援や学校給食費等の負担軽減など、子育て世帯の支援や、また、農林水産業者や運輸、交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しすることが総合緊急対策の中に明記されました。

そこでお聞きいたします。1点目として、今回の拡充分の交付金はどのくらい町に交付されるのでしょうか。その予定額について、わかる範囲でお示してください。

2点目として、今後、町として町民の生活や企業等、様々な観点から守るために取り組まれる支援策についてはどのようにお考えでしょうか。

以上、2点についてお聞きし、1回目の質問を終わります。

町長（山村君） ただいま、吉川議員さんから、物価高騰から町民生活を守るためにというテーマでご質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

最初に、町の状況はについてでありますけれども、新型コロナウイルス感染症に関しましては、5月23日付で全県に発出されておりました医療警報が解除され、感染警戒レベルの基準の見直しが行われました。

この見直しにより、当町を含む長野圏域においては、感染警戒レベルが3となっておりましたが、昨日さらにレベル2へと引き下げられました。現状では新規陽性者数が減少し、徐々にではありますが、感染拡大を防止しつつ社会経済活動が活性化に向けて動き出しているというところであります。

しかしながら、今年の2月に始まりましたロシアによるウクライナ侵攻の長期化に起因する商品やエネルギー価格の高騰に加え、供給網の混乱による需給の不均衡などが影響し、世界経済の成長が減速しており、日本国内においても、円安に伴う物価の高騰などが住民の生活に大きく影響し、依然先行きは不透明な状況となっております。

ウクライナ危機を受けた原材料費高騰の長期化や半導体等の部品の供給不足が懸念されるところでありますが、町内企業につきましては、製造業の大手企業の一部において売上高が過去最高を更新するなど、円安の恩恵も受け収益の伸びが力強く、また、中小企業においても全体的に持ち直しつつあるという状況であります。

しかし、飲食業においては、通常営業に戻りつつあるものの、コロナ禍による客足の減少だけでなく、原材料費の高騰も重なり、依然厳しい状況が続いております。

町といたしましては、町内飲食店等の売上げにつながるよう、3年ぶりの開催となりましたばら祭りにおいて、来園された皆様がバラ公園だけでなく町内の飲食店等も訪れていただきますよう、ばら祭りスタンプラリーを実施しているところであります。

公共交通では、しなの鉄道におきまして、コロナ禍により運輸収入の減少が沿線人口の減少と相まって大変厳しい状況となっており、昨年11月に策定されたコロナ禍を乗り越える経営改善策において、ダイヤ編成、駅業務体制、運賃制度の見直し等に取り組まれているところであります。

また、町では昨年度、移動自粛等により公共交通の利用者が大幅に減少し、厳しい経営状況下にある町内のタクシー事業者を支援する坂城町地域交通事業者等持続化給付金事業を実施するとともに、今年度からは、町がタクシーを借り上げ、75歳以上の高齢者等を対象に、平日において、自宅から公共施設等まで乗り合いタクシーを運行するデマンド交通を開始したとこ

ろであります。

農業におきましても、肥料原料の主要供給国であるロシアのウクライナ侵攻により、肥料原料が高騰しております。輸送費の値上がりにより円安進行も重なり、肥料が大幅に値上げされることに加え、燃料費やビニール等の資材費も上昇する中、農家のコスト負担は一段と重くなっているという状況であります。

また、町民の生活におきましても、持ち直しに向かう個人消費に、円安や原材料高による食品や日用品、電気・ガス料金等の相次ぐ値上げが影を落としており、ウクライナ危機の影響で原材料の小麦などがさらに値上がりする懸念もあり、物価の上昇が家計の重しとなっている状況であります。

このように経済情勢は依然厳しい状況が続いておりますが、町内企業においては徐々に明るい兆しも見えてきておりますので、ウクライナ情勢の一日も早い平和的解決と、新型コロナウイルス感染症が終息していくことを期待するとともに、町内事業所の経営が回復に向かうよう支援に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、口の経済支援策についてお答えします。

最初に、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の地方創生臨時交付金につきまして、当町への交付予定額に関するご質問ですが、今般創設された本交付金は、もともと新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、地域経済や住民生活を支援するため、地方公共団体が地域の実情に応じたコロナ対策事業を実施することを目的に、令和2年度に創設され、以来、令和3年度、また本年度も交付が予定されている国の制度であります。

本年度分の交付金につきましては、既に、昨年度、一昨年度と同様の通常分7,995万8千円が当町への交付限度額として示されていたところですが、これに加え、地方創生臨時交付金コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の当町の交付限度額といたしまして、6,055万6千円が示されたところとなります。合計しますと1億4,051万4千円となります。

現在は、交付限度額が示されている段階のため、町といたしましては、今後、国に対し、同交付金を活用して実施する事業を取りまとめた計画書の提出を行い、これが国に認められた後、正式に交付決定を受けることとなります。

次に、町が取り組む今後の支援策につきましては、新型コロナウイルス感染症の第6波や、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化に伴う原材料の高騰等により、経済活動に大きな影響を受けている町内事業所の事業継続と経営安定を図り、町民生活の活性化や消費喚起を推進するため、昨年度より内容を拡充して実施してまいりたいと考えております。

まず、町内店舗等のさらなる利用促進と消費喚起につなげるため、昨年度、町民や町内店舗等からご好評をいただきました「さかきのお店応援券事業」を、今年度は交付額を増額して実

施してまいりたいと考えております。

交付対象者は、令和4年8月1日時点で町の住民基本台帳に記録されている方とし、世帯主に世帯員全員分の応援券を交付する予定であります。

昨年度は、応援券の交付額を町民1人当たり2千円分としましたが、燃料高騰や物価上昇等を踏まえ、今年度は1人当たり3千円分を交付することとし、そのうち1千円分は飲食系の取扱店のみで利用可能な飲食店専用券とし、残りの2千円分は全ての取扱店でご利用いただける共通券として交付してまいります。

なお、応援券の利用期間は、年末年始にもご利用いただけるよう、10月1日から来年1月31日までとし、9月下旬までに町民の皆様にお届けできるよう準備してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上げが大きく減少した町内中小企業者の事業継続と経営の回復及び安定を図るため、事業全般に広く使える支援金を支給する中小企業者等事業継続支援金事業を、県の第6波対応事業者支援交付金を財源の一部として、昨年度に引き続き実施してまいります。

事業内容といたしましては、町内に本社または本店など主たる事業所を有する中小企業者等を対象に、令和4年4月から6月までのいずれか一月と、平成31年、令和元年ですね、令和2年または令和3年の同月とを比較して、30%以上売上げが減少した場合に、その減少した差額分を補助するものであります。

昨年度は、売上の減少が30%以上で国・県の支援金を受給していない中小企業者に対し、補助上限額を20万円として実施いたしました。国・県の売上げ減少に係る支援策が令和3年度をもって終了したことから、今年度は、回復が遅れている事業所をより手厚く支援するため、売上げの減少が30%以上50%未満の中小企業者に対しては、補助上限額を20万円とし、売上げの減少が50%以上となる中小企業者に対しては、補助上限額を40万円として、より強力な支援を実施してまいりたいと考えております。

支給の要件といたしましては、引き続き1年以上事業を継続する意思があり、県が推進する新型コロナ対策推進宣言の実施、または、信州の安心なお店の認証を受けていることとしております。

申請期間は7月1日から8月31日までとさせていただきます。今後、町広報紙やホームページ等で周知を図ってまいります。

次に、コロナ禍により大きなダメージを受けている町内商業店舗等の利用促進と誘客を図るため、楽しみながら店舗等を回っていただく「スタンプラリー消費回復応援事業」を、一昨年、昨年に引き続き、今年度も町商工会への委託事業として実施してまいります。

参加店として登録された店舗で飲食や買物等をして、異なる5店舗分のスタンプを集めた方に商工会の商品券を漏れなく進呈し、さらにその商品券を使用していただくことで消費拡大を

進めるほか、各店舗に設置されたQRコードをスマートフォンで読み取って行う「デジタルスタンプラリー」も併せて実施し、にぎわいの創出と消費回復を図ってまいります。

このほか、町商工会におきましては、町も助成を行う中で、町内飲食店の自慢の井等を販売する「坂城井井事業」を今年度も実施する予定であります。昨年度も大変ご好評をいただいた事業であり、出店された飲食店の皆さんも、引き続きの開催を望まれておりましたので、今回も、より成果が上がる取組になればと期待するところであります。

今議会に上程しております補正予算に盛り込んだ支援策を中心に申し上げましたが、こうした支援策を通じて、町内店舗等の活性化や経営の早期回復を目指し、厳しい状況にある飲食店の売上げの一助とするだけでなく、アフターコロナを見据え、店舗の集客力と認知度の向上、新規顧客やリピーターの確保にもつながるよう、国の経済対策などを有効に活用し、町商工会と連携して支援策を講じてまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） ただいまは町長から詳しい町の状況、またそれから、これからの支援策について答弁をいただきました。町の状況については、大手企業は円安が追い風となって収益が好調であるということで、大変うれしいお言葉でございます。また、その中であって、飲食業などはまだまだ経営改善には戻っていかないという、そういう中で、今回のコロナの影響、またウクライナの関係で物価がどんどん高騰している。そんな中で様々な取組を商工会と練りながら今考えていただいているということをお聞きいたしました。

さて、その中で先ほどもありました当町には臨時交付金が1億51万ですかね、今年度頂けるといってございますが、これも給食費、当町は値上げをせずにといって取組を当初予算のときにもお聞きしておりますが、この拡充分の中で対応できるのかなということを考えます。

さて、支援策の内容についてお聞きしたいと思いますが、今回、町民1人当たり応援券ということで1千円増額の3千円ということで決めていただいたということです。これは本当に、去年は1人当たり2千円だったわけですが、3月のときのお話をお聞きしたところ、利用率が89%で2,561万4千円の経済効果があったとお伺いしました。今回は1人3千円ですので、総額にいたしますと4,300万円が還元されていくということでございます。

そしてまた、本当に店舗の皆様にはまたご努力いただくようになりますが、坂城井井等も計画していただいているということでございます。

今回のスタンプラリーですが、企画をしていただくということで、応援券事業、これも先ほどは8月1日の住民票がある皆様全世帯、そして利用については10月1日から1月31日ということでしたが、このスタンプラリーについても、同時期にコラボして、また今年も行うのかどうかということが1点と、それから中小企業等事業継続支援金事業が今回も計画をされました。この内容については4月から6月、3月までの国の事業復活支援金が終わったわけです。

ので、4月から6月の動向に対しての取組ということでございましたが、各30%から50%の減のところ、また50%以上の減のところへの取組ということですが、各補助要件の見込み、件数と予算額についてはどのくらいを見込んでいらっしゃいますか。

以上、2点についてお聞きいたします。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。まず、応援券とスタンプラリーのコラボレーションについてでありますけれども、昨年度も同時期に両事業を実施したことで相乗効果が生まれ、消費拡大と需要喚起にも寄与したものと考えておまして、今年度におきましても、応援券の利用期間中にスタンプラリーも実施し、町内の経済活動の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、中小企業者等事業継続支援金事業についてであります。昨年度、町が実施した売上げ減少が30%以上の事業所を対象とした同支援金への申請件数は36件ありました。また、県が実施した売上げ減少が50%以上の事業所を対象とした新型コロナ中小企業者等特別応援金への町内中小企業者の申請件数は、4月から6月の第1弾で97件、8月から9月の第2弾では96件ございました。

これらの申請状況を踏まえまして、今年度は売上げ減少が30%以上50%未満の申請件数を50件、給付予定額としましては1千万円と見込み、売上げ減少が50%以上の申請件数を100件、給付予定額を4千万円と見込みまして、給付予定の総額といたしますと5千万円として、財源の一部に県の第6波対応事業者支援交付金を充当した補正予算を今議会に計上させていただきますところでございます。

11番（吉川さん） 今、担当課長より詳しい内容をお聞きいたしました。スタンプラリーとコラボでやっていただく、昨年の状況を見ながら相乗効果を必ず生んでいくこの時期に、皆さんに使っていただくというお話でありました。

また、中小企業等事業継続支援金事業については、昨年の県の事業、また町の事業への申請件数を基にして決めていただいたということで、50%以上については100件を見込んでいるということで、これは大変ありがたいことだと思います。

では、今、スタンプラリーのお話があったわけですが、これはたしか5店舗で1千円以上の買物をして、レシートをためておいて持っていか、スタンプをそこでつけていただいて掲示をすることで、1千円の商品券と交換できるようになっておりました。さらには、その後抽選会をやる抽選券の資格を得るという内容だったと思います。

この商品券の交換場所についてでございますが、昨年は、たしか商工会と湯さん館の2か所だったと思いますが、確か10月と11月2回行って、2,073人が交換に訪れたと聞いています。

そこで、これは提案ですが、高齢者の方も参加をしていただきたいという意味で、もっと多

くの方が気軽に交換できるということを考えると、例えば当町ではコンビニエンスストアがたくさんございます。そんな中で中之条、坂城、南条、ここをコンビニエンスストアの皆様協力いただいて交換場所にしていただくことで、もっと多くの方が使えるのではないかなということをお思います。

もちろん、商品券を交換ということですので、大変、金券ですからリスクがあると思います。これは質問でなくて、今後商工会と内容を検討する中で、町民の声として届けていただけたらありがたいと思います。

さて、もう1点、補助要件の、中小企業の応援のあれですけれども、令和元年、2年、3年、こと比較してというお話でありましたが、2年、3年については、コロナの影響を受けて既にどの企業も減少傾向にございました。そんな意味で、もう一步遡って、対象年度を例えば平成29年から令和元年とするというようなことにすることで、もう少し多くの企業が使えるのではないかと考えますが、その点について答弁を求めたいと思います。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。売上げ減少期間の対象年度を遡ってということでございますけれども、今回の事業につきましても、コロナ禍において売上げ減少を対象としたいということございまして、コロナになる前の令和元年、平成31年ですね、そこからという形で実施をしてみたいと思います。

それよりも以前というお話もございましたけれども、やはりそうすると、またその前、それ以前という形に当然なっていく話にもなりますので、対象年度としましては、令和元年、2年の対象月という形の中で実施をしてみたいというふうに考えております。

11番（吉川さん） コロナの前というと令和元年のみになるわけですが、そういう形で事業としてはやっていくということで理解をいたしました。

それでは、まとめに入ります。皆様もご存じのとおり、消費税10%引上げから3年になります。引上げに際して、飲食料品などの税率を8%に据え置く軽減税率の導入は、我が党が強く要望させていただき実現をいたしました。

今、ウクライナ侵攻によって、あらゆる面で物価高騰の影響が出てきております。その中であって、2%減の軽減税率の取組は大いに家庭経済を守るために役立っているのではないかと改めて確認をいたしました。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時03分～再開 午前11時13分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、4番 柗津明子さんの質問を許します。

4番（柗津さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を

いたします。

1. 住民の生活を守るために

イ. サポートが必要な人の現状について

経済協力開発機構（OECD）の2020年の調査によると、物価水準を考慮した購買力平価ベースでは、日本の平均年間賃金は423万円で、35か国中22位でした。1位の米国は763万円、1990年から30年間で日本の賃金が18万円増えている間に、米国は247万円も増えた計算になります。この間に韓国は1.9倍に急上昇し、2015年に日本を追い抜きました。長期にわたり賃金が上がらない中、ロシアによるウクライナ侵略などの影響を受けた物価高騰が国民生活を襲っています。

総務省が発表した4月の消費者物価指数は、前年同月比2.1%の上昇になりました。上昇率が2%を突破したのは、2014年の消費税増税の影響を除けば13年半ぶりのこと。この物価上昇の主因は、ガソリンや電気代、ガス代などのエネルギー価格の上昇によるもので、金融緩和によって経済のよい循環が起きて賃金上昇を伴うような、よいインフレとは程遠い状況です。

今起きていることは、景気が停滞しているにもかかわらず物価上昇が続くスタグフレーションだと思います。過去を振り返ると、1970年代のオイルショック後に日本はスタグフレーションを経験しました。オイルショックを経験していない人にとって、ものの値段がどんどん上がっていく世界は初めての経験になります。約30年にわたり平均賃金は横ばいで、ものの値段が上がる、支出だけが増えるということは、今後生活が厳しくなる人がどんどん増えるでしょう。

そこで、1点お伺いいたします。町における生活保護世帯数、児童扶養手当受給者数、ひとり親世帯数の過去5年間の推移状況はどうなっているのでしょうか。

次に、ロ. 就学援助について。

就学援助とは、経済的理由により就学が困難であると認められる学齢児童生徒の保護者及び特別支援学校の児童生徒の保護者に対し、国及び地方公共団体が就学に要する諸経費を援助することです。昨今のコロナの影響で、職を失ったり、パートのシフトが削られたり、転職が余儀なくされたり、各家庭によって様々な事情があり、就学援助制度が必要になる方が増えると予測されます。そこで、4点お伺いいたします。

一つ目に、就学援助の基準はどのようなものでしょうか。

二つ目に、就学援助受給者の人数と児童生徒数に対しての割合はどうなっているのでしょうか。

三つ目に、就学援助の周知と申請の方法はどうなっているのでしょうか。

四つ目に、今後就学援助の適用基準を拡大する考えはあるのでしょうか。

次に、ハ. 子育て世帯について。

先ほども述べましたが、ガソリンや食料品などの値上げが続く中、ウクライナ危機の長期化や上海ロックダウンの影響を受けた部品不足による物価高、円安の影響が重なれば、ますます値上げは避けられません。その影響を一番受けやすいのは、子育て世帯ではないでしょうか。そこで、2点お伺いいたします。

一つ目に、原油価格・物価高騰やコロナによるリストラに苦しむ、特に子育て家庭への支援が急務だと思いますが、子育て世帯の対策としてどのような事業に取り組んでいるのでしょうか。

二つ目に、今後増加していくと思われる生活困窮の子育て世帯に対し、どのような支援をしていくのでしょうか。

以上、イ、ロ、ハについてご見解をお尋ねします。

福祉健康課長（堀内君） 私からは、1. 住民の生活を守るためのイ. サポートが必要な人の現状についてと、ハ. 子育て世帯についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、国内においても幾度となく拡大と縮小を繰り返し、その都度経済活動や企業活動、住民生活への影響を及ぼし、現在も続いている状況であります。

また、原油価格の高騰は、コロナ禍からの世界経済の回復により原油需要の増加や産油国の生産調整などから始まり、さらにウクライナ情勢の影響から、原油のみならず食料や資材等、経済活動等に必要な物資などの安定供給が滞り、それが価格の高騰を引き起こしていると言われております。

原油価格や物価の高騰は生活や家計への負担に直結するため、常に新しい情報を収集・共有し、地域住民の生活にどのような影響を及ぼすかの確に把握していくことが必要であると考えております。

まず、イ. サポートが必要な人の現状についてであります。最初に、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長することを目的に支援をする生活保護制度についてであります。

この制度の直近5年間の世帯数の推移につきましては、年度末時点ではありますが、平成29年度が30世帯、30年度が27世帯、令和元年度が34世帯、2年度及び3年度は35世帯と、この5年間で5世帯増加いたしました。

続きまして、離婚によるひとり親世帯などで、父または母と生計を同じにしていない児童が育成される家庭生活の安定と自立の促進に寄与するために支給される児童扶養手当についてであります。この手当の直近5年間の受給者数は、平成29年度が111人、30年度が101人、令和元年度が93人、2年度が88人、3年度が95人で、この5年間で16人減少しております。

次に、ひとり親世帯の直近5年間の世帯数であります。平成29年度が155世帯、30年度が165世帯、令和元年度が161世帯、2年度が157世帯、3年度が151世帯

で、この5年間で4世帯減少している状況となっております。

続きまして、ハ. 子育て世帯についてのご質問にお答えいたします。

支援が必要な子育て世帯への取組につきましては、現在、コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰などに直面する生活困窮者等を支援するため、昨年と同様の内容となる低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を実施するための必要となる経費につきまして、補正予算に計上いたしましたところであります。

本事業は、食料等の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯の児童1人当たり一律5万円を給付するもので、支給対象者となる低所得のひとり親世帯には、県から6月に給付されることになっております。

ひとり親世帯以外の住民税均等割非課税の子育て世帯には、町から給付金を給付することになっており、令和4年度の課税状況が決定後の7月末頃をもって給付を予定しているところであります。

また、昨年に引き続き、「さかきのお店応援券事業」についての実施を予定しているところであります。昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食小売店をはじめとする町内事業所の利用促進と消費喚起を目的として実施いたしましたが、本年度は、高騰するガソリンや灯油などの燃料、値上げが著しい飲食料品などの購入にも利用でき、原油価格・物価高騰の影響を受ける家計の負担軽減を図る目的も含めた事業として、実施を予定しております。

応援券の配布額につきましては、昨年度は1人当たり2千円としておりましたが、今年度は1人当たり3千円に増額しての実施を予定いたしており、町民の皆様に積極的にご利用いただければと考えております。

次に、生活困窮の状態にある子育て世帯への今後の支援につきましては、新型コロナウイルス感染症の終息の見通しがいまだつかず、またウクライナ情勢の終結の兆しが見えない中、依然として先行きが不透明な状況が続く、生活環境も厳しい状況が続くことが予想されます。

今後いつ経済が回復し、原油価格や物価高騰が収まり、以前のように平和で安定的な生活を取り戻すことができるのか予測できないところでありますが、生活が困窮する世帯からの相談や状況に注視するとともに、町、教育委員会、そして保健福祉事務所をはじめとする関係機関等と連携を図り、情報共有や面談・調査等を行う中で、必要なときに適切な支援が行えるよう努めてまいりたいと考えております。

教育文化課長（長崎さん） 私からは、就学援助についてのご質問にお答えいたします。

町では、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品や学校給食費などの援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的として、就学援助制度を実施しております。

支給対象者の認定基準は、要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の規定に基づき、生

活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困窮している方で、生活保護法に基づく保護が停止及び廃止されている、町民税が非課税である、児童扶養手当の支給を受けている、その他、学校長または民生委員が特に援助を必要と認める状態にあるなどを認定基準としております。

支給認定につきましては、以上のような基準や関係者から現況についてお聞きする中で、町教育委員会において認否について決定をし、支給金額につきましては、国の示す基準に準じて支出しているところでございます。

次に、町においての支給者数、支給率につきましては、令和3年度の実績としまして、全校児童生徒数1,032名のうち120名に支給しており、支給割合は11.62%となっております。

また、令和2年度の実績は、全校児童生徒数1,075名のうち114名に支給しており、支給割合としましては10.6%となっております、若干の増加傾向にあると認識しているところでございます。

次に、申請と周知の方法でございますが、来入児保護者説明会の際や、新学期が始まった4月に行われる家庭訪問などの際に、担任から制度の紹介をさせていただき、個別に相談いただくなど、その周知と対応に努め、学校を通じて町教育委員会に申請していただいているところでございます。

制度周知につきましては、広報にも案内記事を掲載するとともに、保護者や学校からの意見を聞く中で、見やすくわかりやすいチラシ作りに努め、制度の周知を図っております。

また、その取扱いに関しましても、様々な事情により家庭の経済的状況が急激に変わってしまったなどにおいて、年度の途中であっても学校を通じ交付をさせていただくなどの対応も行っているところでございます。

続いて、適用基準の拡大の考えについてですが、町の就学援助制度につきましては、冒頭で申し上げましたとおり、支給要綱に認定基準を掲げる中で運用しておりますが、基準の中に、その他学校長または民生委員が特に援助を必要とすると認める状態にある場合を盛り込むことで、支援の必要な家庭に対して柔軟に対応できる制度としており、今後も要綱に沿う中で適切な運用に努めてまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、制度の基本となる教育基本法、学校教育法の規定にのっとり、就学困難と認められる児童生徒などに対し必要な支援を行うことで、義務教育の円滑な実施に資することができるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

4番（柘津さん） 担当課よりご答弁いただきました。日本の子どもの7人に1人が貧困状態に陥っていると言われております。しかし、日本の街でがりがりに痩せ細っている子を見かけることがないのに、なぜ貧困の子どもが多いと言われるのか。それは、相対的貧困と呼ばれる状態

にある子どもを指しているからです。

貧困の定義には複数ありますが、代表的な考え方として絶対的貧困と相対的貧困の二つがあります。絶対的貧困というのは、例えば食べ物が無い、家がないなど、人間としての最低限の生存条件を欠くような貧困のことを意味します。私たちが一般に貧困と聞いてイメージするのは、このような貧困です。

一方で、相対的貧困は、簡単に言えば、世帯の所得がその国の全世帯の所得の中間値の半分に満たない状態のことを意味します。つまり、その国の文化水準、生活水準に比して適正な水準での生活を営むことが困難な状態なことです。相対的貧困の状態に陥ると、社会で多くの人々が享受している標準的な生活を送ることができません。相対的貧困で一番危惧していることは、親の経済的な困難が子どもに様々な影響を及ぼし、世代を超えて連鎖するということです。

絶対的貧困と相対的貧困は比べるものではありませんが、周りの人にとっては当たり前の生活が自分だけ得ることができない。何で自分だけを繰り返した子どもたちの相対的貧困状態は、子どもたちに強烈なダメージを与えていると思います。

そこで、再質問いたします。就学援助の基準は、相対的貧困世帯をカバーできているのでしょうか。お尋ねいたします。

教育文化課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。国の2019年国民生活基礎調査で相対的貧困の所得額を定めており、こちらが127万円となっております。これに対し、就学援助費の支給対象となる方の所得限度額は扶養人数ごとに定められており、全ての区分において、この相対的貧困の所得額を上回る金額で設定されております。

また、先ほども答弁いたしました。町の就学援助制度は、要綱の支給対象にその他学校長または民生委員が特に援助を必要と認める状態にある場合という要件を盛り込み、所得の額に関わらず、支援の必要な家庭に対して柔軟に対応できる制度となっておりますので、町の就学援助制度につきましては、相対的貧困世帯をカバーできていると考えております。

4番（柗津さん） 担当課よりご答弁いただきました。就学援助は、各市町村、各市区町村ですね、によって、年収が600万、700万円であっても、家族構成によって十分支援の対象になります。決して貧困家庭だけを特別に支援する制度ではないということです。国の宝である子どもたちを守るために、国が用意してくれている制度なので、受給することは決して悪いことでも恥ずかしいことでもありません。制度の対象となることは、受ける権利があると認識して受給していただきたいと思います。

先日、信濃毎日新聞に、子どもの貧困に向き合う飯田市の小児科医のことが掲載されておりました。約7人に1人の子どもが貧困状態にある現実に向き合おうとする小児科医が増えているとのことです。

坂城町には小児科専門の病院はありませんが、ほとんどの病院で小児を診察しています。孤

立を深める親子にとって、病院が相談先の一つになることは素晴らしいことです。ぜひ医療機関ともタッグを組んで、貧困問題に取り組んでいただきたいと思います。

次に、2. 少子化の現状と今後について。

イ. 少子化について

町の将来を担う子どもたちは次の世代の希望であり、子どもを持つ家庭のみならず、全ての町民にとってかけがえのない財産であると言えます。コロナ感染拡大で少子化に拍車がかかり、日本全体で人口減少が切実な問題になってきています。2021年の出生数も75万人を割り込み、国立社会保障・人口問題研究所の推計より18年も早まっています。日本の人口を増やすためには、合計特殊出生率を高め、出生数を増やすしかないとはいえます。

当町は子ども支援室を創設し、子ども支援や不妊治療助成、インクルーシブ教育など、他の地域が関心を持つほどの町独自の少子化対策や子育て支援策を講じてきたと思います。しかし、現状はどうでしょうか。当町において人口の減少は死活問題であると考えます。

そこで、2点お伺いいたします。

一つ目に、過去5年の出生数の推移はどうなっているのでしょうか。

二つ目に、様々な少子化対策を講じて、出生数は減少してきています。少子化による影響をどのように考えているのでしょうか。また、この出生数を町はどう受け止めているのでしょうか。

次に、ロ. 学校について。

先日、信濃毎日新聞に、須坂市の小中学校について、将来の適正規模を検討する審議会が行われたと記事になっていました。記事によると、2020年度当初2,581人だった小学生は、6年後の2026年度に約400人減る見通し。中学では学級数が減り、将来は教員を配置できない教科が生じるとのことでした。小規模校の利点や欠点などが議論されたようですが、須坂市だけでなく、どこの地域でも考えていかなければならない課題だと思います。

そこで、2点お伺いいたします。

一つ目に、各小学校、中学校のクラスの数と人数はどのようになっているのでしょうか。

二つ目に、少子化が進む中、今後3保育園、3小学校、1中学校を維持できるのでしょうか。また、未来の子どもたちにとって望ましい学校規模について、町はどのように考えているのでしょうか。

以上、イ、ロについてご見解をお尋ねいたします。

町長（山村君） ただいま祢津議員さんから、少子化の現状と今後についてというご質問がありました。順次お答えいたします。

初めに、イの少子化についてですが、町では少子化対策として、これまで不妊・不育症治療費の助成や18歳までの子どもの医療費の無償化、3歳以上児の保育料の無償化といっ

た費用的な助成のほか、妊産婦健診や産後ケア、子育て相談・発達相談の充実といったソフト事業についても力を入れてまいりました。

今ご質問のありました町の過去5年間の出生数の推移ではありますが、平成29年が74人、平成30年が82人、令和元年が66人、令和2年が66人、令和3年が70人であり、年によってばらつきがあるようでありますけれども、総じて減少傾向となっております。

少子化による影響につきましては、高齢化の進展とともに少子化による人口減少が進むことにより、生産年齢人口が減少し、社会経済活動の停滞が懸念されるところであります。これにより、国はもとより地方における財政も縮小し、充実した行政サービスが維持できなくなることが懸念されるところであります。

次に、出生数の減少をどう受け止めるかということでございますが、出生数の減少は、当町ばかりでなく、全国的な課題であると認識しているところでありますが、そうした中でも、町独自の各種施策を講じ、また「坂城町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく少子化対策や移住定住促進施策により、町人口の減少に一定の歯止めをかけてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、ロの学校についてにお答えいたします。

町における学校教育に係る施策といたしましては、全ての児童生徒が共に学び、安心して学校生活を送れるよう、就学や学校生活に関する悩みなどの相談に対応する教育コーディネーターや教育心理カウンセラー、児童生徒支援員など配置し、その充実を図ってきたところであります。

また、時代の変化に対応できる教育環境の充実といった面におきましても、GIGAスクール構想推進事業や外国語指導助手（ALT）の配置のほか、国際交流事業、さらには就労支援コーディネーターによる、坂城高校や特別支援学校に進学した子どもたちへの就労支援など、町内に通う児童生徒の学びの支援に努めてきたところであります。

現在の各小中学校におけるクラス数と児童生徒数ではありますが、いずれも特別支援学級を含めた数として、南条小学校が16学級264名、坂城小学校が11学級203名、村上小学校が9学級154名、中学校が16学級378名であります。

その中で、村上小学校が最も少人数であり、全ての学年において単級、1クラスという状況ではありますが、1、2年生、3、4年生、5、6年生それぞれの連学年による少人数学級ならではの活動を取り入れているところであります。

連学年活動のメリットといたしましては、児童数が増え、活動の幅が広がることはもとより、複数の教員が指導に当たることにより、指導が充実するといったことも伺うところであり、異なる年齢集団での活動により、お互いに良い影響を与えることができるといった連学年活動ならではの、通常では味わえないプラスの効果も報告されているところであり、連学年活動を取

り入れることで規模に応じた学校運営が行われている状況であります。

次に、少子化が進む中、保育園、小中学校は維持できるのかということでございますが、学校生活においては、団体行動や友人との交流などにより、協調性や社会性などを学ぶことができますが、児童生徒数が減少すると、そのような学びの機会が減ってしまう半面、少人数により生徒児童一人一人の個性に応じた、きめ細やかな教育環境の充実が図られるものとも考えております。

先ほども申し上げましたが、町における少子化対策につきましては、鋭意各種の施策を講じてまいりたいと考えているところでありますが、こうした少人数学級ならではの利点を踏まえるとともに、有事の際の避難所や社会体育に利用していただける地域の拠点、センターといった位置づけも含めまして、現在の小中学校等の体制を維持してまいりたいと考えているところであります。

次に、未来の子どもたちにとって望ましい学級規模についてのご質問であります。今後見込まれる児童生徒数の減少について、小規模・少人数だからこそできる教育活動に目を向け、村上小学校やほかの学校での取組等も参考にする中で、状況に応じた学校の在り方の検討を行い、少子化に対応した持続可能な活力ある学校運営について努めてまいりたいと考えております。

4番（衾津さん） 町長よりご答弁いただきました。少子化の話が出ると、子どもにまつわる給付金、手当金や制度の話になり、必ず問題視されるのが所得制限の概念の是非です。児童手当が出産奨励か、子育て支援か、はたまた貧困対策か、ないしは経済政策なのか、目的が曖昧で整理できていない問題もあります。

子育て支援のための恩恵も、どんどん低所得者の子育て支援にシフトチェンジしていて、全体の出生率が低いものを補うものではなくなっている感じもあり、危惧しています。

ある方は、頑張って働いて納税をたくさんしても、所得制限で我が家は何の手当もない。所得が上がるまで勉強したり、時間やお金、寝る時間も削ったり、それぞれの努力があつての今の年収。その努力の結果が子育て支援なし。こんな状態だから少子化対策も進まないのだとおっしゃっていました。

私は、子ども関連の所得制限には反対です。次世代を担う子どもの支援は平等にすべきです。累進課税で高所得者は既に社会に対しての再配分義務は果たしています。子ども関連の支援は、親の所得と切り離して考えていただきたいです。

ロの学校施設については、保護者、地域、学校が一体となって、子どもの成長を支えるコミュニティスクールなどの検討や脱炭素化に貢献できる施設への転換、防災機能の強化といった学校施設の考えが必要になっていくでしょう。今後来るであろう未来が明るくなるような取組をしていただきたいと思います。

次に、3. 学校のコロナ対策について。

イ. 学校の対応について

5月17日付で長野県教育委員会より、「新型コロナウイルス感染症は、第6波が長期化する中で児童生徒を含む10代以下の陽性者数が高い水準で推移してきましたが、学級閉鎖等の休業ルールや基本的な感染防止対策の徹底により、4月中旬をピークに減少していることから、学級閉鎖等の条件を緩和します。」と発表がありました。学びの機会の確保や家庭への負担軽減にも配慮したとのことでした。

新型コロナウイルス感染症は、2019年12月初旬に中国の武漢で第1例の感染者が報告されてから、12月で3年となります。この2年半の間、何を学んだのでしょうか。第1波から第5波までの経験の積み重ねが第6波に活かされたのでしょうか。特に、学校関係では第6波の影響が大きかったと思います。学級閉鎖など日々変わる情報や基準に、担当課も大変なご苦労をされたことと思います。

そこで、5点お伺いいたします。

一つ目に、各学校で学級閉鎖となった日数は何日あるのでしょうか。

二つ目に、学級閉鎖による自宅学習は、授業時間としてどのような扱いになるのでしょうか。

三つ目に、学級閉鎖中の学びの保障について、町ではどのように考えているのでしょうか。

四つ目に、学級閉鎖が相次ぐ中、子どもたちの不安や精神面のケア、陽性者への差別意識の排除等、子どもたちを守る取組はどのように行ったのでしょうか。

五つ目に、人と接触する機会の多い教職員や保育士、保健センター職員などに対し、PCR検査、抗原検査などを定期的実施し、検査の機会を増やす必要があるかと考えますが、町はどのようにお考えでしょうか。

以上、イについてご見解をお尋ねいたします。

教育文化課長（長崎さん） 私からは、3. 学校のコロナ対策についてのイ. 学校の対応についてのうち、学級閉鎖に関するご質問にお答えいたします。

まず、各学校の学級閉鎖の日数につきましては、児童生徒など関係者の人権に配慮する中、学校が特定されないよう、町ホームページなどにより公表してきた経過がございますので、小中学校全体での日数をお答えいたします。

今年度に入りまして、全国的に陽性者が若年層へと移行してきたタイミングで、当町でも陽性者や濃厚接触者が多く見られ、本日を含め昨日までに延べ45日間、学級閉鎖の措置を講じてきたところでございます。

文部科学省では、学級閉鎖及び出席停止等により学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について、オンラインを活用した学習指導など、一定の要件を満たしておりかつ児童生徒の学習状況・成果が確認でき、十分な学習内容の定着が見られる場合に、再度学校における授

業で当該内容を取り扱わないことができるとしておりますが、その学習時間については、授業時数に含めて扱うものではないとされているところがございます。

ただし、これにより学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったとしても、特段問題ないとされております。

これまで、新型コロナウイルスの影響による臨時休業や学級閉鎖等に対応できるよう、各ご家庭のインターネット環境の状況を把握する中、試験的に家庭への持ち帰りを行い、各ご家庭において接続できるか、通信状態は良好かなど、事前に確認を行ってまいりました。

また、インターネット環境のないご家庭への対応といたしまして、Wi-Fi接続が可能なモバイルルーターについて、該当するご家庭に貸出しができるよう、必要数の整備を行ってきたところがございます。

このように、学びの保障を確保するための手段としてGIGAスクール構想を推進し、端末の整備とともに準備を行ってきたことで、今回、出席停止の児童生徒に対して、教室で行われる教科の授業をオンラインで配信したり、学級閉鎖や学年閉鎖を講じた際は、これまで紙ベースで配付していた課題について、持ち帰った端末に配信するなど、大きな成果があったものと考えるところでございます。

全国的に新型コロナウイルス感染症の影響により、学校や社会生活における感染への不安、そこから来る社会全体の閉塞感などから、心身の不調につながり、学校生活等に支障を来している子どもたちが存在していることは承知しているところがございます。

町では、一昨年の新型コロナウイルス感染拡大による臨時休業の措置を講じた際から、これまでの間、学習面での遅れや家庭環境の問題、子どもたちの心のケアといった心配も懸念されることから、各学校では早い段階から家庭訪問などにより様子をお聞きし、希望者には、教育相談、健康相談など個別の対応を実施するとともに、必要な児童などには教育心理カウンセラーによるカウンセリングを行うなどの対応を継続して実施してきたところがございます。

また、学級閉鎖の措置を講じた際には、児童生徒など関係者の人権に配慮する中、学校が特定されないよう公表してきたほか、学級閉鎖に限らず、町及び各学校による新型コロナウイルス関連の情報を発信する際には、誰もが感染する可能性があり、家族も含めて発熱の症状がある方や感染者、濃厚接触者、医療従事者の方などに対して、不当な差別や偏見、いじめがないようお願いするとともに、各学校から児童生徒に対して、同様の指導を繰り返してきたところがございます。

総務課長（臼井君） 私からは、コロナ対策につきまして、職員等の定期的な検査の実施に係るご質問にお答えいたします。

町におきましては、令和2年に入り、国内において新型コロナウイルス感染症が拡大し始めた段階から、職場や職員における衛生管理の徹底や感染防止等に取り組んできたところであり

ます。

あわせて、新型コロナウイルス感染症に感染した場合や濃厚接触者と判定された場合などのほか、感染者や濃厚接触者などとの接触により自宅待機する場合や、感染の発生により学校等が休校になったことにより子どもの世話が必要になった場合等に取得することができる特別休暇制度を設け、職場の集団感染を防ぐとともに、職員が気兼ねなく休暇を取得できる体制づくりにも努めてまいりました。

そうした中で、職員が任意で検査を受ける際も年次休暇で対応することとしており、感染が心配な職員につきましては、県が感染拡大傾向時等の一般検査事業として、県内の薬局等で実施している新型コロナウイルス感染症に係る無料検査を受けることを勧めているところであり、この事業に係る無料検査では、ウイルスの遺伝子を増幅させて測定するPCR検査と、ウイルスの構成部分であるたんぱく質などの抗原を検出する抗原定性検査が行われておりますが、早めに検査結果を知りたい場合を除きPCR検査を受けることを勧めております。

また、町におきましても、総務課と教育委員会に職員用の抗原検査キットを用意しており、必要に応じて検査を実施する中で、安全な施設運営、機能維持に努めてきたところであります。

定期的に検査をとのご提案ではありますが、現状におきましては、県が随時検査を受けられる体制を整備しており、町においても抗原検査キットを常備し、検査を行えるようにしておりますことから、必要なときに随時検査を行う中で、職員及び利用者、児童生徒等への感染防止に努めてまいりたいと考えております。

4番（柗津さん） 担当課よりご答弁いただきました。学級閉鎖というイレギュラーな状況に影響を受けやすい子どもを注意深くサポートするための体制が必要です。予算や人員配置も含め、取り残されやすい子どもたちのために、町には支援策を検討していただきたいと思っております。

今回は子ども関連を中心に質問しました。共働き世帯が欲しいのは、現金ではなく、子育てしながら仕事のできる仕組みや環境なのではないのか。少子化、少子化と言うが、実際何人ならよいのか。町民の方にもよく言われますが、町をよくしてほしいの「よく」とは何なのか、町民の方は何に満たされていないのか、常になぜ、どうしてを問い、理想を明確化しなければいけません。

有名大学を出て、有名企業に就職すれば人生は安泰という考え方が正解と思われていた時代は終わりました。インターネットの発達とグローバル化が加速した先行き不透明な時代は、今までの当たり前が通用しない。逆にこれから求められるのは、人や会社の役に立つもの、仕組み、サービスなど新たな価値を生み出せる能力です。

イノベーションに欠かせない能力とは何なのか。一言で言うと、アントレプレナーシップ、起業家精神だと思います。日本は、このアントレプレナーシップ教育が世界各国に大きく後れを取っています。日本の学校教育は、減点主義の集団教育です。そのため、みんなと違う意見

を言ったり、失敗を恐れる子どもが多いことも、アントレプレナーシップが育たない原因でしょう。私は、常識や固定概念にとらわれていない子ども時代こそ、何で、どうしてと疑問を持つ心やアイデア力、創造力などを大切にしてほしいと思います。

国も今年をスタートアップ創出元年と位置づけ、起業家精神教育を小中高で強化すると発表がありました。非常にうれしいことです。そして、現在、国会で審議中のこども家庭庁設置法案が成立すれば、来年4月に同庁が発足します。

子育て政策は、少子化対策や子育て、教育支援をはじめ、不登校、いじめ、児童虐待、自殺、貧困など多岐にわたります。コロナ禍によって、その問題がより複雑化、深刻化しているという課題もあります。子どもの政策に関する公的支出は、いまだ先進国の平均水準を下回ります。未来に投資できない国は滅びます。ぜひ未来の子どもに投資してください。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時59分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、7番 玉川清史君の質問を許します。

7番（玉川君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

初めに、1. 安心安全な町づくりを。

イ. 千曲川堤防の強靱化を

1. 四ツ屋地域の未完成堤防と霞堤についての町の考えは。

令和元年東日本台風の町内被災箇所については、町、関係諸団体の皆様のご尽力で、沿川自治体の中でも早い段階で復旧しました。改めて感謝申し上げます。しかし、毎年この時期、梅雨や台風前になると、今年は大丈夫かと心配になっています。

千曲川堤防の復旧された箇所は、強度としては同等かそれ以上のものになっていますけれども、まだまだ注意しなければならない箇所がたくさんあります。千曲川河川事務所が管理をしていますので、町が直接関わることはできないことは承知しておりますけれども、ふだん堤防道路を利用している中で、ここは大丈夫かとハザードマップを見ても、鉄道、国道などへの深刻な影響が示されていることもあり、何年も前から心配の声が皆さんから上がっていて、この場でも複数回、質問や要望が出ています。

梅雨にも入り、自分を含む町民の皆さんへの注意喚起も兼ね、特にこの場所について町の考えをお聞きします。

次に、ロ. 災害時の炊き出しの体制は。

1. 食料などの備蓄はどれくらいあるのか。

2. 食育・学校給食センターの活用はについてお聞きします。

避難者の肉体的、精神的なよりどころが食事です。避難時には自分で飲料水や非常食を用意するようにとの指導はなされていますけれども、災害の種類にもよりますが、みんながというわけにはいきませんし、避難が長引けば炊き出しなども必要になります。

町の防災計画における備蓄の計画について、どこにどのようなものが用意されるのか。また、炊き出しは、備蓄品やコンビニなどを利用する場合と食育・給食センターで調理することが考えられますが、センターではどのようなものが用意できるのでしょうか。お聞きします。

町長（山村君） 玉川議員さんからご質問をいただきました。私からは、1の安心安全の町づくりのうち、イの千曲川堤防の強靱化についてお答えしまして、ロについては担当課長から答弁いたします。

さて、令和元年東日本台風は、県内のみならず関東甲信越、東北地域の各所において甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しく、その教訓は今後に生かしていかなければなりません。

かねてから大型台風等による千曲川の増水を想定した場合、当町の千曲川堤防につきましては、四ツ屋地域の御堂川合流点付近の堤防高及び堤防断面不足による堤内地側、堤防の外側への浸水が懸念される場所であり、当該箇所の築堤工の必要性が最重要として要望してきたところでもあります。

毎年開催されます千曲川改修期成同盟会では、本町を含めた長野市、中野市、飯山市、上田市、須坂市、千曲市及び小布施町の6市2町におきまして、それぞれで最重点要望箇所を定めておりますが、当町につきましては、継続して四ツ屋地域の御堂川合流点付近の約170メートルの未完成堤防部分について、所管する国土交通省北陸地方整備局に対し改修を要望しているところでもあります。

また、安曇野市、松本市、生坂村、野沢温泉村、栄村を加えた8市2町3村で構成する北陸直轄河川治水期成同盟会の長野県治水事業整備促進意見交換会の際におきましても、当町としては水害に備えた水位計・センサーの増設や、千曲川中流域砂礫河原保全再生事業のさらなる拡充とともに、先ほどの四ツ屋地域の御堂川合流点付近の築堤工について、強く要望してまいりました。

河川の構造上、上流から下流へ流れる間に、支流からの流れ込みもあり、下流ほど水量が多くなることで災害発生頻度が高まります。

国土交通省においては、信濃川水系の改修については、河川全体の重要箇所を見る中で信濃川水系河川整備計画に基づき整備を進めていくとしておりますが、町といたしましては早期の事業実施に向け、引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、霞堤についてであります。堤防のある区間の一部に開放部を設け、その下流側の堤防を堤内地側に延長させて、開口部の上流の堤防と二重になるように造った不連続な堤防で、洪

水調整や内水排除等に効果がございます。洪水時には一時的に遊水させ、下流に流れる水量を調整し、減少させることで、下流域の洪水を防ぎ、洪水後には本川に戻す機能を備えており、先人の知恵の下、古くから流域全体で洪水による大きな被害を軽減させるために築堤されているものと考えております。

町内には3か所あり、用水や河川が千曲川に流入する箇所でもありますので、台風などの際は、内水氾濫も含め、増水に対する警戒を行う最重要点検箇所の一つとなっております。

国土交通省では、近年の水害による甚大な被害を踏まえ、今後も、気候変動等の影響により水害が激化することを予測する中で、整備の加速と対策手法の充実が必要であるとの考えに立ち、令和2年、水害対策の政策を新しい流域治水へと大きく転換いたしました。

千曲川の改修につきましては、整備計画に加え、令和元年東日本台風により甚大な被害が発生したことから、国、県、市町村が連携し、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトを進めております。

今後、河道掘削、遊水池、堤防整備・強化などの河川における対策事業に併せ、ため池等の有効活用など、流域における対策を実施していくことで、千曲川本川の堤防における被災した区間での災害防止を目指しております。

近年の水害の頻発化・激甚化を鑑みますと、これまでの国や県による治水対策に加え、町や企業、町民、利水者などの流域の関係者全員が協働して、流域全体で治水対策を推進していく必要がございます。

千曲川を含めた洪水被害の軽減は最優先の課題であり、当町による流域治水対策を検討し、水害に強い、安全・安心な地域づくりにつなげてまいりたいと考えております。

また、国土交通省において、来週月曜日13日から、千曲川における洪水予報について、3時間後の推移の状況を予測する中で、氾濫危険情報を発表することができることとなりました。

町といたしましても、これまでの運用より早い段階で警戒を呼びかけることが可能となり、より安全に避難する時間を確保できるようになりますが、町民の皆様には、改めて台風などの際には、町からの避難情報などに注意していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

住民環境課長（竹内君） 私からは、口の災害時の炊き出しの体制はについてお答えいたします。

初めに、食料などの備蓄状況でございますが、町の備蓄計画としましては、県の地震被害想定調査による、町内で想定される最大震度の地震が発生した際の避難者数などを勘案し、避難者を人口の1割の約1,500人と想定した上で、発生から関係機関により救援物資が届くまでの想定日数を2日とし、食料品につきましては9千食、飲料水につきましては1日3リットルを目安に9千リットルを備蓄目標としているところでございます。

現在の備蓄食料品の状況ですが、主食用として長期保存が可能で保管場所を取らないクラッ

カーやクッキー、缶入りパンなどを1万2,800食、同じく主食用として子どもや高齢者向けにおかゆを1,600食、そのほか乳児用に粉ミルク及び液体ミルクを備蓄しております。また、飲料水につきましては、1万1,500リットルを備蓄しており、食料品、飲料水とも目標を上回る数量を備蓄しております。

なお、これらの備蓄品につきましては、有事の際の橋梁の寸断や通行規制なども考慮し、千曲川の右岸と左岸の備蓄倉庫に分散して備蓄するとともに、令和元年東日本台風災害の経験から、中核避難所になっている小中学校の体育館にも一部備蓄をしているところでございます。

町といたしましては、今後とも保存期間が切れた備蓄品の更新を計画的に行うなど、適正な備蓄に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、食育・学校給食センターの活用についてお答えいたします。

災害時の炊き出しにつきましては、町地域防災計画におきまして、炊き出し施設として食育・学校給食センター及び保育園給食調理室が位置づけられております。

ご質問の食育・学校給食センターを活用した炊き出しにあたりましては、水道や電気等のライフラインに支障がないことを前提に、避難所に避難した方や住居に被害があり炊事ができない方などを対象として、避難所での生活が長期化することにより炊き出しの必要がある場合に限り、実施することを想定しているところでございます。

次に、どんなものが作れるのかとのご質問でございますが、災害時には調達できる食材は限定されることが予想される中、豚汁やみそ汁などの温かい食事を提供することは可能であると考えております。

また、食育・学校給食センターには米を炊飯する設備は備わっておりませんが、令和元年8月に実施した炊き出し訓練では、調理釜を使用して、おおよそ2時間で75食分に当たるおにぎり225個を調理し、有事の際の炊き出し要請の伝達方法をはじめ、調理員の非常招集や調理の手順、避難所までの輸送方法などを確認したところでございます。なお、この炊き出し訓練につきましては、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により中止といたしております。

食育・学校給食センターによる炊き出しにつきましては、災害の状況や被害状況、避難者の状況などを総合的に勘案し、適切に実施してまいりたいと考えております。

なお、有事の際は、これまで民間事業者と締結した食料品や飲料水などを優先的に供給いただける協定なども同時に活用し対応することとしておりますが、大規模災害時は公的な支援が十分に行き届かない可能性もあり、各家庭での備蓄が大変重要となってまいります。町といたしましては、災害に強い安心・安全なまちづくりのため、ご家庭での備蓄の重要性につきましても、引き続き啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

7番（玉川君） 再質なんです、霞堤について、このままお隣のように閉じるようなことは考

えておられないと、そういうことでよろしいでしょうか。

それと、先日ニュースになりました、5月31日に河川事務所と町で重要水防箇所、千曲川沿いの点検があったそうですが、その状況について伺いたいと思います。その際に未完成堤防のところもちゃんと見てもらったのか、そこを確認したいと思います。お願いします。

建設課長（関君） 2点ほど再質問をいただきました。まず、霞堤の関係でございます。基本的には千曲川河川事務所、国土交通省のほうで災害に対する対策を取っていくという形になっておるわけですが、先ほど町長からも答弁がありました千曲川流域の災害対策プロジェクト、こちらのほうでは、遊水池、霞堤になっている箇所について、遊水池を設けていきたいという箇所を選定していきたい、箇所的にやっていきたいというものがございまして、先日報道されたことだと思えます。

今まで霞堤の関係は、それが霞堤として意義があるという形だったんですが、それを激甚災害を基に、どうやってそれが機能を果たしていくのかということも、工法的にも見直しをかけていっている部分の一つかなというふうに思っております。当町の霞堤につきましては、その計画の中にはなっていないので、千曲川としては、今までどおり霞堤として残っていくという形になろうかと思っております。

もう1点のご質問でございます。5月31日に開催しました点検の関係でございます。国土交通省千曲川河川事務所では、ご案内のとおり、毎年定期的に千曲川、犀川の重要水防箇所を地元市町村の関係者ですとか、地域の皆さんと点検を毎年行っております。出水期を前に、今年5月26日から6月9日までの間に12市町村の河川巡視箇所を定めまして、当町としましては、5月31日、この日に実施させていただいたということでございます。

町からは、消防団それから担当職員も同席しまして、苧屋原、網掛、小網、鼠、そして先に答弁がありました四ツ屋地区の堤防の箇所、合計で6か所になるんですけれども、その重要水防箇所を、鼠橋の橋脚に新たに量水計というものを設置したんですが、そういったものですか、国交省のほうで設置してあります資材倉庫、そういったものも含めて、該当する地区の区長さんも同席させていただいて実施させていただきました。

点検では、箇所ごとに想定される被害の内容、そういったものが違いますので、そういったものを国土交通省のほうからご説明させていただきました。区長さんは任期ごと交代されますので、改めて立ち合ってくださいことで、出水期、これからの備えになっているのかなというふうに考えてもおりますし、町としましても、今週から梅雨に入ったということでございます。毎年実施していることではございますが、先に合同巡視をするということで、改めて重要箇所、そういったものを再認識させていただいたというものでございます。

7番（玉川君） 毎年河川事務所への堤防強化の要望、要請を続けていただいていることには感謝いたします。区長さんなど、消防団、町、町民参加の点検など、防災意識向上、維持向上の

活動も大切な活動だと思います。

しかし、霞堤がこのままであるということ、未完成堤防の完成には要請をしながらも先が見えていないとか、すぐにはできないということだということですので、これからも粘り強い活動をお願いしたいと思います。

もう一つ要望なんですけど、千曲川の川沿いに関わらず、町民の皆さんは、今までの経験を生かして、町内河川の越水・浸水の被害の防止・軽減のために、自宅の住宅への浸水を防ごうと止水板を設置するなど、浸水対策などを個々それぞれが考えて自費で対応している方もいらっしゃいます。たまたま浸水危険区域に畑があったり住宅があったりする皆さんです。被害が発生してからの補償は、公的支援制度や個人で加入する保険、共済などもありますけれども、こういった被害防止・軽減を行う皆さんへの町からの援助も考えていってほしいと要望します。次の質問に移ります。

2. 行き届いた教育のために

イ. 30人以下学級の実現を

1. 小中学校で今年度の31人以上の学級数と、その人数は。

2. 町と教育委員会が、関係諸団体とともに信州少人数教育推進事業の継続とさらなる充実を要望していると答弁がありましたけれども、その関係諸団体とはどこで、その要請活動の内容は。

3. 30人以下学級を採用してほしいが、町の考えは。

この1と2は、昨年、令和3年3月議会での質問の回答で、その時点の学級数と人数が示されましたが、現状をお聞きします。3は、小学校については、今年度から実施された立科町を入れて、全学年で実施されているのが県内で6自治体あると報道されました。今年1月の立科町教育委員会の会議録では、県に対して県基準の35人学級を30人学級に引き下げることを要望すると同時に、それまでは町独自で30人学級を行っていくということでした。

また、担任1人増には町負担での人件費が必要ではありますが、担任の負担減ときめ細やかな指導と学習の定着のために、町が負担するということです。

このように、子どもたちへの教育の質の向上のための努力が県内各地で実施されています。町の考えをお聞きします。

教育長（清水君） 行き届いた教育のために、イ. 30人以下学級の実現をのご質問についてお答えいたします。

公立小中学校の1クラス、児童生徒数の上限については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で標準が定められており、小学校については、令和7年度までに全学年を1クラス当たり35人に引き下げることとなりました。

長野県におきましては、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導を行うことにより、学習

習慣・生活習慣の確立と基礎学力の定着を図ることを目的に、信州少人数教育推進事業として、県の予算で既に学級や学習集団の規模を35人に引き下げる教員配置を行っており、各学校で該当する学年について活用しているところでございます。

ご質問の、小中学校における今年度31人以上の学級数と、その人数はについてでございますが、令和4年6月1日時点の特別支援学級を除いた数といたしましては、小学校では26クラスのうち1クラス、中学校では12クラスのうち3クラスとなっております。それぞれのクラス人数につきましては、31人が2クラス、32人が2クラスでございます。

続いて、町とともに要望活動を行っている関係諸団体につきましては、千曲市、坂城町の教育水準向上を願う教育関係団体で、更埴郡市教育委員会連絡協議会、更埴PTA連合会、更埴教育会、更埴小学校校長会、更埴中学校校長会、長野県更埴校長教頭組合、長野県教職員組合更埴支部、これら7団体で組織された更埴教育関係7団体連絡会でございます。

更埴教育関係7団体連絡会では、千曲市、坂城町の児童生徒のために教育条件を整備し、よりよい学校生活ができるよう、信州少人数教育推進事業の継続及び中学校への拡大をはじめ、外国籍児童生徒及び日本語の指導が必要と思われる児童生徒に対する、外国籍児童生徒支援員の継続配置、発達障がいのある児童生徒のためのLD等通級指導教室やことばの教室の指導教員の継続配置及び拡充などについて、毎年、長野県教育委員会に対し要望活動を行っております。

次に、町独自で30人以下の学級編制を採用することについて町の考えはについてお答えいたします。

小中学校の学級編制につきましては、長野県による信州少人数教育推進事業として、クラスの平均児童数が35人を超える学年に教員を配置する30人規模学級編制、複数教員による支援・指導のため、平均児童数が30人を超える学年の学級数に応じて教員を配置する学習習慣形成支援、さらに習熟の程度に差が生じやすい教科で30人以下の学習集団が編成できるよう教員を配置する少人数学習集団編成を活用しております。

また、教員が児童生徒への指導や教材研究などに注力できるよう、プリント印刷や採点補助など学校の業務をサポートする教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）につきましても、各小中学校で活用しているところでございます。

さらに、それらに加え、町といたしましても、各小学校へ児童生徒支援員を継続的に配置し、国基準で理科専科の配置がない二つの小学校に対し、町独自で理科専科を配置するなど、きめ細かな児童生徒への対応と、教員の負担軽減が図られるよう努めているところでございます。

冒頭でも申し上げましたが、令和4年度の町内小中学校におけるクラス人数の状況はおおむね30人以下となっており、クラス人数が多い学級でも32人でございます。

このようなことから、町といたしましては、小中学校の1クラス児童生徒数の上限を町独自で30人以下にするのではなく、県で行っております事業の継続と、加えて学級定数の引下

げを県から国へ要望していただくよう、町の教育委員会として教育関係の諸団体と連携しながら要望してまいりたいと考えております。

あわせて、今後35人以下の学級が国の施策として拡大していく中で、県が今まで行っていた事業予算をさらに定数を引き下げる予算に回していただけるよう要望してまいりたいと考えております。

7番（玉川君） 現在は自然減でなっているということですので、町の人口を増やすためのもろもろの施策によって子どもの人数が増えた場合に、現状では、31人から35人の場合は1クラスという考え方でいいと思いますが、本年度の状況で30人以下学級で試算すると、増える学級数はいくつになるでしょうか。

教育文化課長（長崎さん） 再質問にお答えします。本年度、児童生徒における30人以下学級を実施した場合、小学校で31人以上の学年が2学年となっておりますので、増える学級数といたしますと2クラスということになります。

7番（玉川君） 小学校で1クラス、中学校で1クラスということでもいいですね。そうすると、担任の先生が2名必要になるということでしょうか。

先ほどの7団体の要請で35人維持ということだったのかなと思ったら、ちゃんと最後のほうで教育長が、県のほうも35人からもっと引き下げるようにというような要請もしていきと言っていたので、安心しました。

ただ、県内でこの30人以下学級を実施している町の多くというのは、坂城町と比べても人口も予算規模も同等か小さな町です。子育て日本一を目指す山村町政にできないことではないと思いますが、ぜひ町長からも考えを伺いたいのですが、お願いします。

町長（山村君） 先ほど教育長それから課長からも答弁しましたように、35人以上のクラスがあるわけじゃなくて、31人、そのくらいでありますので、支援員は町でしっかりつけておりますので、当分それでいいかなというふうに思っております。以上です。

7番（玉川君） ありがとうございます。少人数だけが教育現場の要望ではないこと、説明をいただけてよくわかりましたが、しかし、少人数の効果も、実際にやっている自治体もあるということで、教育の質向上の一つであることは十分に考慮いただきまして、ぜひ実現をお願いしたいと強く要望して、次の質問に移ります。

3. 高齢者が住みやすい町に

イ. シニアクラブの現状は

1. 地区ごとのクラブ数と会員数のここ10年くらいの最大数は、また5年くらいの推移は。

ロ. 更埴地区老人大学の現状は

1. 坂城町の参加人数のここ10年ほどの最大数は、また5年間の推移と卒業生の感想は。

ハ. 地域活動支援事業の状況は

1. 社会福祉協議会の地域支援グループ活動（地域サロン）、これの事業の内容と現状は。

ニ. 高齢者が集える居場所づくりを

1. 居場所づくりを進めるために、町も主体となって健康チェックや介護予防の出前講座などを実施できないでしょうか。また場所として公民館以外にも空家、空工場などを用意できないか。

今月になって、有志の方々が公民館を利用して講座などの催しを中心とした集いを計画されたという回覧が入りました。現在、町が把握している活動というものは、公民館を会場としての活動が多いのでしょうか。また、高齢者がどのような目的で集まっているのか、その活動について、イ、ロ、ハで現状をお聞きします。

ニは、有志の方々が活動計画を立てて実践している集いがあるのは、大変に意義のあることですが、その会場、居場所が公民館以外の場所でもできないだろうかという質問です。

先日、御所沢にある花カフェさんに伺いました。主催者さんへの地元の皆さんからの要望に、区も協力して場所を提供し数年たつそうです。町の支援はあえて受けていないそうです。自分たちのペースで続けていきたいからということでした。管理は、誰が代表ということでもなく仲間数人で行い、いつでも開放しているそうです。交流はもちろん、催物、野菜、花、趣味の作品の持ち寄りなど、来た人がそれぞれがやりたいことをやる。学校帰りの子どもたちも立ち寄るそうです。最近では、ウクライナ支援の募金活動もされたそうです。温かくて懐かしい感じの場所でした。ただ、そこに行けば何かある、誰かいる、話ができる、一休みできる、ただいだけいて帰りたいときに帰る、この軽い感じが必要だとしみじみ感じました。

この居場所のポイントは、常に開いている、常設であるということです。町の施設を使うとなると、予約、会場準備、終わったら撤収などの必要があることから、予約をして会場を借りなければならない。扉をくぐれば自分たちの空間がいつでも待っている、道端のベンチのようなものです。これがいいのではないのでしょうか。また、公民館よりも数が多く、近いところがあれば、足腰に不安のある方も顔を出してみよう、散歩や畑仕事の帰りに寄ってみようとなるのではないのでしょうか。

そこで、町に力を出してほしいのは、その場所についての提供です。まず、町が空家の把握をして、居場所として使えそうなものを公開する。その利用方法について、地域に投げかける。町も地域の主体として動いてほしいと思います。

住民主体で考えてばかりいると、住民から声が上がって住民が動くまで、いつまでも待つこととなります。住民も行政も主体と考えて、行政も場所の提供についてできることをする。このことについて、町の考えはどうでしょうか。

福祉健康課長（堀内君） 3. 高齢者が住みやすい町についてのご質問に、順次お答えいたします。

町内の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、県の毎月人口異動調査、令和4年4月1日とその5年前を比較しますと、高齢者数は減少しているものの、高齢者の割合は34.5%から36.6%と5年間で2.1ポイント増加し、当町においても高齢化が徐々に進んでいる状況となっております。

そのような状況を踏まえる中で、町では高齢者の生きがいや地域での役割を持って活動、生活できる取組を推進する必要があると考えているところでございます。

最初に、イ. シニアクラブの現状についてであります。町内のシニアクラブにつきましては、各地区単位で自主的に高齢者が集まり活動する組織であり、地域のつながりや生きがいづくり、健康づくりなどを行い、世代間交流への積極的な参加や長い経験により培った知識を生かし、健康で明るい地域づくりの推進を図る活動をされているグループであります。

町内で活動するシニアクラブの直近10年間で、クラブ数と会員数の最も多い年度であります。クラブ数は平成27年度の14クラブ、会員数は平成24年度の1,315人が最も多い状況でありました。

また、直近5年間のクラブ数と会員数の推移につきましては、まずクラブ数については、平成29年度から令和3年度まで増減がなく12クラブでありました。

会員数につきましては、平成29年度は1,094人、30年度は1,101人、令和元年度は1,079人、2年度は1,094人、3年度は1,053人であり、この5年間で会員数が41人減少している状況となっております。

町内におきましては、ほぼ横ばいの状況で推移をしておりますが、全国及び県内のシニアクラブの状況につきましては、クラブ数、会員数ともに減少傾向となっているところであります。

次に、ロ. 更埴地区老人大学の現状についてであります。老人大学は、高齢者の皆さんを対象に教養を高める機会を設け、生きがいや健康づくり、地域の仲間づくりなどを行うことを目的として、更埴地区老人大学が主催し、開校しているものであります。

講座につきましては、一般教養や時事問題、健康・政治・法律・趣味など様々な講座を開催して、自らの教養を高めるとともに、学んだ成果を地域に戻り還元し、地域の活性化につなげていただくことなどについても目的としているところであります。

先月の10日には、今年度第1回目の講座として山村町長が講師となり、「～ライフ・シフト～「新たな長寿社会へ向けて」」と題した講演が行われ、大勢の皆さんが熱心に聴講されました。

町内からの参加者の直近10年間で最も多い人数は、平成23年度27人で、直近5年間の推移につきましては、平成29年度が17人、30年度は21人、令和元年度は18人、2年度は16人、3年度も16人という状況であります。

講座に参加された受講者からは、教養や知識を高めることができることはもちろんのこと、

体を動かしたり、新たな楽しみを発見することができたとの声のほか、参加者同士が集まり交流できる大切な機会であるとの声もお聞きしているところであります。

引き続き、大勢の皆さんに老人大学を知っていただきご参加いただけるよう、周知等に努めてまいりたいと考えております。

次に、ハ．地域活動支援事業の状況についてお答えいたします。

町社会福祉協議会では、「みんなが自分らしく安心して笑顔で暮らせる地域づくり」を理念に掲げ、多様化する福祉ニーズや複合化した地域課題の解決に向けた取組を行い、町や関係団体と連携して、様々な活動を通して地域福祉の推進を図っております。

具体的な事業といたしましては、介護予防事業である生きがい広場や、福祉人材の育成及び活動支援など地域の皆さんが参加し、助け合い活動を進める地域福祉推進事業や、傾聴ボランティア講座や生活支援ボランティア養成講座など、地域のボランティア力を育てるためのボランティア活動育成事業、日常生活での困り事や心配事を支援する生活サポート事業など、地域の皆さんが住み慣れた場所で幸せに生活できるよう様々な社会福祉活動に取り組んでおります。

ご質問の地域支援グループ活動につきましては、地域単位で高齢者を中心に、子どもや障がいの有無に関わらず、誰もが地域の一員として、楽しみながらお互いに支え合う地域活動として実施しております。

現在、町内で活動するグループは13グループあり、地域の皆さんが自主的に組織し、気軽に参加することが可能で、健康体操や勉強会、お茶のみなどの交流の場を確保して活動しております。その活動に必要な備品の貸出しや研修会の開催、講師の派遣のほか、新たな地域支援グループの立ち上げなどの支援を社会福祉協議会が行っております。

次に、ニ．高齢者が集える居場所づくりについてであります。高齢者の皆さんが自由に気軽に集える場所は、自らが暮らし活動を行う地域で、気兼ねなく交流でき、継続的に集まり行動できる場所であることが重要であると考えております。

町や関係機関が主体となって実施する事業としましては、先ほども申しあげました老人大学や、町が委託して実施している社会福祉協議会の事業などがあります。

健康チェックや介護予防の出前講座の実施につきましては、社会福祉協議会等で実施している生きがい広場事業や、先ほどの地域支援グループ活動等において実施しているところであります。

町といたしましては、先ほども申しあげましたとおり、町等が主体となって実施する事業に参加をされた方が、そこで学んだことや得た知識・経験を地域に戻って還元していただくことで、地域での居場所づくりへと広がる取組になるよう事業を行っているところであります。

金井区におきましては、人と人とのつながりをつくり、お互いに助け合い、支え合い、生き生きと地域で暮らしていくお手伝いをする「金井つながるサロン」が、この4月に社会福祉協

議会地域支援グループ活動支援事業を活用して立ち上がりました。こうした取組が各地域にもさらに拡大していくことを期待しております。

また、そうした活動の場として、地域の空家や空工場などを用意できないかというご質問がありますが、各地域の活動場所は、地域ごとに様々であり、一様ではないと認識しております。町が主体的に空家等を活動場所として提供するという事は、所有者との関係や安全性の点などから難しいものと考えておりますが、仮に地域においてそういった場所を使って活動したいといったお話があれば、備品の提供や講師の派遣など、必要に応じて活動の支援を行ってまいりたいと考えております。

7番（玉川君） 細かい説明をいただきました。ハについてなんです、地域支援サポート活動について、グループが13あるということで、これは町内全区に一つずつあるというわけではないわけなんですね。そうすると、もちろん、自分の区以外に行っちゃいけないというわけじゃないので、そういうことは気にされていないとは思いますが、空白の区、ない区については、どういうふうに町はお考えなんでしょうか。

それと、先ほどのサロンを経験したような方が、地元に戻って社会福祉活動に生かされればというようなお話がありましたけれども、これ実際に実感として効果をどういうふうに考えているかについて伺いたいと思います。

もう一つ、ニについてですが、主体は住民なのか、町なのかというようなお話になるんですが、先ほどの答弁では、住民の皆さんから相談があればやりますよというような姿勢に変わりはないと思うんですけれども、この地方自治法の第1条の2に、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う」、これは住民福祉が町の一番の役目というふうに理解します。

昨日の質問にもありました地域福祉計画の基本となっている社会福祉法には、行政の主体として計画に参加を考えようということが書かれています。町の職員も地域住民ですから、要望待ちではなく、町も主体となって提案して行ってほしいと思います。居場所づくりのきっかけとなる場所の提示からでいいんです。活用内容については、地域の皆さんがやりたいことを考える。

要望は聞こえてくるんだけど動く人がいない。先ほどの話ですね。その場合は、町と地域で解決策を一緒になって考える。これが地域福祉計画で求められている住民とともに考える取組ではないでしょうか。

特に、高齢者の皆さんの要望は、居場所、話し相手、買物など切実です。歩いていける範囲での居場所対策について、一步一步前進、場所ができて人が集まる、もっとやりたいことが生まれてくる、ちょっとした買物ができるなんて、夢が広がるじゃありませんか。きっかけづくりをぜひ考えてほしいと思いますが、町のお考えはいかがでしょうか。

福祉健康課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。まず、地域支援グループ、現在13グループが活動しておりますが、空白の地区について、こちらにつきましては、地域支援グループの地域サロン、こちらの活動支援事業を社会福祉協議会で行っております。助け合い、支え合いの輪を坂城で、地域で、ご近所で広めていきたいと思いますということで呼びかけを行っております。空白の地域でも、できるだけ立ち上げにつながるよう、また支援をしてまいりたいと考えております。

二つ目。町及び町関係主体の事業参加者の地域に還元されているところの効果についてですが、直接、老人大学やシニアクラブに参加された方が地域支援グループを立ち上げたよといったところでは、その辺の確認はできておりませんが、実感といたしまして、そういった経験を踏まえて、何人かの方がグループとなって立ち上げているといった醸成の場にはなっているかなと感じております。

また、3点目につきましては、住民だけが主体ではなくて、行政と一体となって取り組んでいけたらと、きっかけづくりの場ということでございます。こちらは繰り返しとなりますけれども、やはり、町が主体となって実施している事業に参加していただいた方が地域に戻って、経験を生かして、グループで居場所づくりに広がっていくということが大事だなと考えております。

また、その地域の方からの動き出しにつきまして、相談がありましたら、積極的に先ほど申し上げました立ち上げ支援を行い、講師の派遣ですとか備品の貸出し、そういった支援について、まず地域の皆さんと一体となって、相談しながら取り組んでまいりたいと考えております。

7番（玉川君） 主体がどちらかと、一緒に主体ということで考えてほしいんですが、まだまだこのことについては、議論が必要なところかと思いました。

最後に、このきっかけの一つとして情報の提供という、建物のことについて今回は伺ったんですが、それ以外に、実際にもう先駆的な活動をされている、先ほどの花カフェさんみたいなものについて、積極的に町でも、資金的なものじゃなくて、こういうことをやっているんですよということでもって、町の皆さんに広く伝えていただけるということが大変必要だと思いますので、まずはそこを考えていただきたいと、そういうふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小宮山君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

次回は13日午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞様でした。

（散会 午後 2時24分）

